

Radiata Increase



FP2級
2026 年 5 月
学科
過去問解説
CBT 公表分

注意事項

1. 本試験の出題形式は、四択択一式 60 問です。
 2. 試験問題については、問題文に特に断りのない限り、2025 年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
 3. 各問について答を1つ選択してください。
- 厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

問1

ライフプランの作成の際に活用される各種係数に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

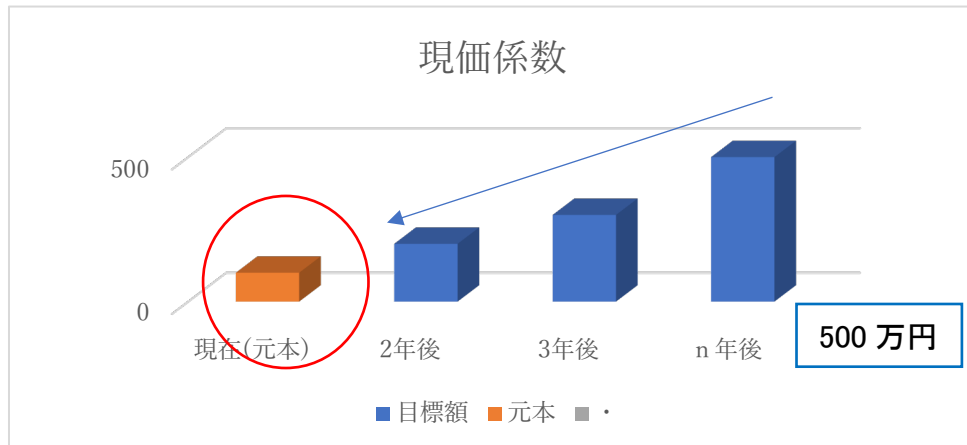
- 1) 現在保有する資金を一定期間、一定の利率で複利運用した場合の一定期間経過後の元利合計額を試算する際、現在保有する資金の額に乘じる係数は、現価係数である。
- 2) 毎年一定の積立額を一定期間、一定の利率で複利運用した場合の一定期間経過後の元利合計額を試算する際、毎年の積立額に乘じる係数は、年金現価係数である。
- 3) 一定の利率で複利運用しながら一定期間経過後に目標とする額を得るために必要な毎年一定の積立額を試算する際、目標とする額に乘じる係数は、減債基金係数である。
- 4) 一定の利率で複利運用しながら一定期間、毎年一定金額を受け取るために必要な元本を試算する際、毎年受け取りたい金額に乘じる係数は、資本回収係数である。

6つの係数

現価係数

一定利率の複利運用で、一定期間後に将来の目標金額に達するために必要な元本を求めます。

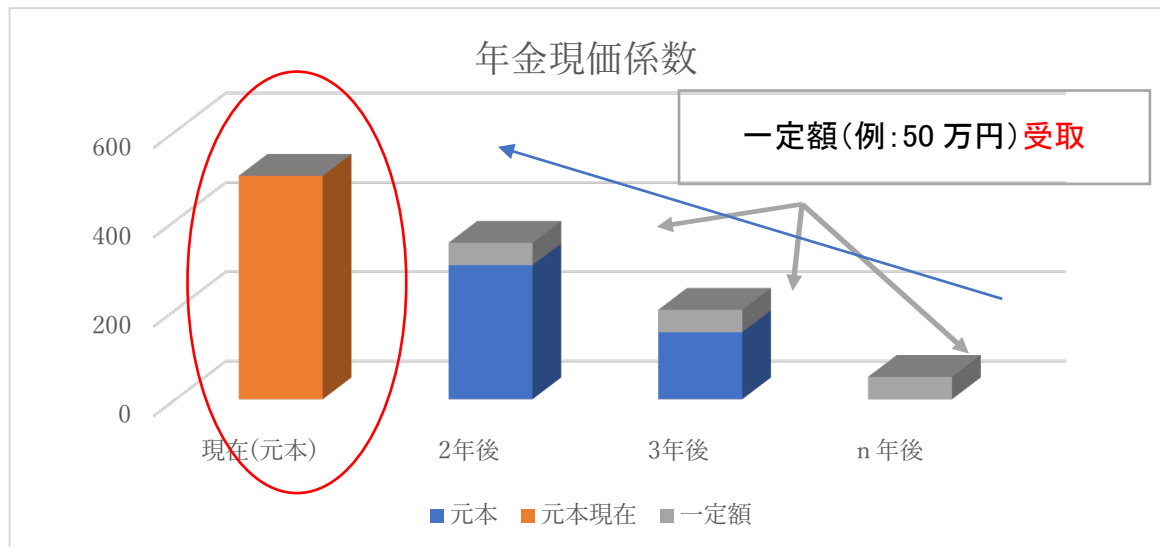
例: 年利 2% で n 年後に 500 万円用意するための元本は？



年金現価係数

一定期間にわたって複利運用し、毎年一定金額を受取るための現在必要な**元本**を求めます。

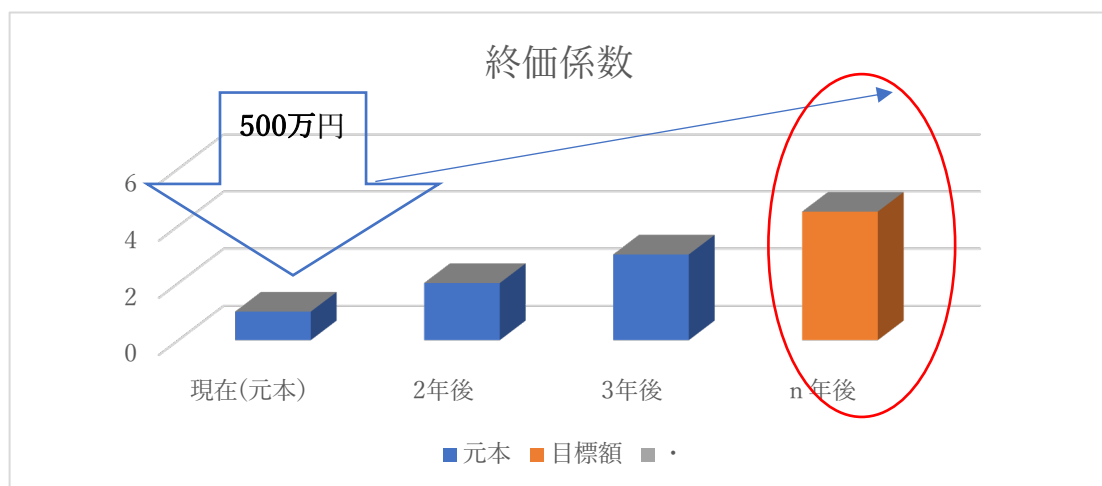
例:n年間にわたって 50 万円ずつ受取りたい。年利 2%とした場合、必要な元本は？



終価係数

現在の資金を複利運用した場合の**一定期間後**の金額を求めます。

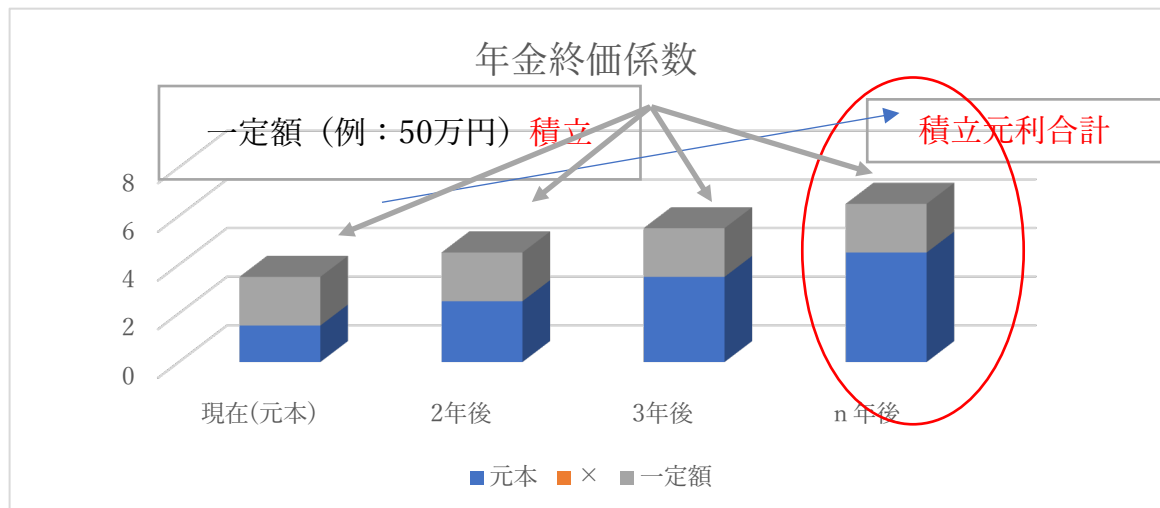
例:現在 500 万円を年利 2%で運用した場合の将来の金額は？



年金終価係数

毎年一定額を積み立てた場合の一定期間後の元利合計を求めます。

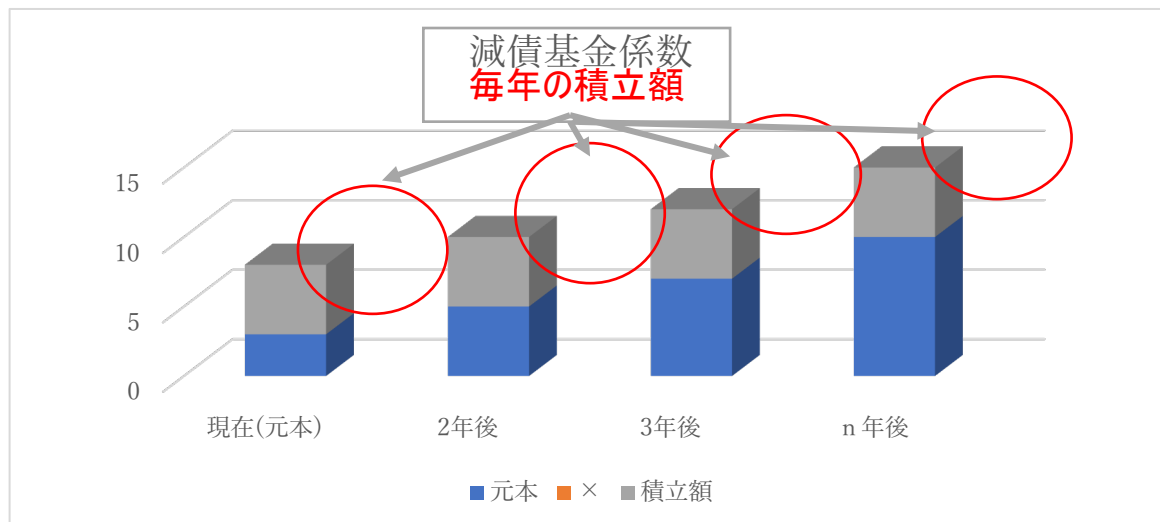
例: 年利 2% で毎年 50 万円を n 年間 **積み立てた** 場合の将来の金額？



減債基金係数

一定期間後に一定金額を用意するための毎年の積立額求めます。

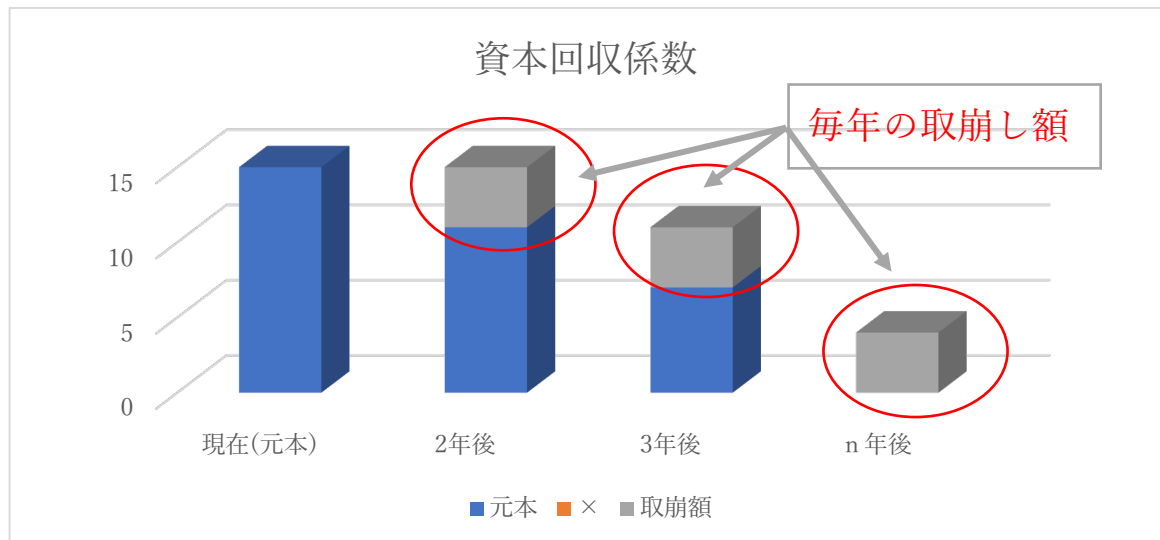
例: 年利 2% で n 年後に 500 万円を用意するために **毎年の積立額** は？



資本回収係数

現在の一定額を一定期間で**取崩**した場合の**毎年の取崩し受取額**を求めます。

例: 500 万円を年利 2% で運用しながら n 年間で取崩した場合の毎年の受取額？



[6つの係数まとめ]

	やりたいこと	求めたい額
現価係数	将来の目標額を決めている。 今いくら一括で元手を用意すればいい？	元本
年金現価係数	将来、毎年決まった額を受け取りたい。 今、いくら一括で元手を用意すればいい？	元本
終価係数	今あるまとまったお金を運用する。 将来、いくらに増える？	将来の金額
年金終価係数	毎年コツコツ決まった額を積み立てる。 将来いくらに増える？	将来の金額
減債基金係数	将来の目標額を決めている。 毎年いくら積み立てる？	毎年の積立額
資本回収係数	今あるまとまったお金を運用しながら取り崩す。 毎年いくらずつ受け取れる？	毎年の受取額 (取り崩し額)

【答え】

1. 不適切

現在の資金を複利運用した場合の一定期間後の金額を求める場合は、現在の資金額に、**終価係数**に乗じます。

2. 不適切

毎年一定額を積み立てた場合の一定期間後の元利合計を場合は、毎年の積立額に、**年金終価係数**に乗じます。

3. 適切

一定期間後に一定金額を用意するための毎年の積立額を求める場合は、目標額に、**減債基金係数**に乗じます。

4. 不適切

一定期間にわたって複利運用し、毎年一定金額を受取るための現在必要な元本を求める場合は、毎年の受取額に、**年金現価係数**に乗じます。

したがって正解は、3

問2

全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の保険給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 70 歳未満の被保険者が医療機関において診察や薬剤の支給などの療養の給付を受ける場合、原則として、被保険者が支払う一部負担金(自己負担額)の割合は3割である。
- 2) 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病または負傷およびこれにより発した疾病に関して、その支給を始めた日から通算して最長で1年6カ月間である。
- 3) 70 歳未満の被保険者が同一月内に同一の医療機関で支払った医療費の一部負担金等の額のうち、高額療養費の額の算定にあたって合算の対象となるものは、原則として、入院・外来、医科・歯科別に2万 1,000 円以上のものである。
- 4) 夫婦がともに被保険者である場合において、妻が出産したときは、所定の手続により、妻に対して出産育児一時金が支給され、夫に対して家族出産育児一時金が支給される。

【答え】

1. 適切

医療費の自己負担額	
6 歳未満	・2割
6 歳～69 歳	・3割
70 歳～74 歳	・2 割 ・現役並み所得者 3割
75 歳以上 (後期高齢者医療制度)	・一般所得者 1 割 ・一定以上の所得がある者 2 割 ・現役並み所得者 3 割

70 歳未満の被保険者の医療費の一部負担金(自己負担額)の割合は、原則として 3 割です。

なお、小学校入学前(未就学児)は 2 割、70 歳以上 75 歳未満は所得に応じて 2 割または 3 割となっています。

2. 適切

傷病手当金の支給期間は、支給を開始した日から「通算して」最長 1 年 6 カ月間です。2022 年の法改正により、支給期間中に一時的に仕事に復帰した期間がある場合、その期間を除外して通算できるようになりました。

3. 適切

70 歳未満の人が高額療養費の世帯合算(同じ月に家族が支払った分や、本人が複数の病院で支払った分を合わせること)を行う場合、合算の対象にできるのは、医療機関(入院・外来、医科・歯科別など)ごとに 2 万 1,000 円以上の一部負担金である必要があります。

4. 不適切

出産育児一時金は、1 回の出産につき 1 人分の金額(原則 50 万円)が支給される制度です。

夫婦がともに被保険者であっても、妻自身が出産した場合は「妻の健康保険(出産育児一時金)」からのみ支給され、夫の健康保険(家族出産育児一時金)との重複受給はできません。

したがって正解は、4

問3

雇用保険の基本手当に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 雇用保険の一般被保険者が正当な理由のない自己都合で離職した場合、基本手当を受給するためには、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12カ月以上なければならない。
- 2) 特定受給資格者等を除く一般の受給資格者に支給される基本手当の所定給付日数は、算定基礎期間が20年以上である場合、150日である。
- 3) 基本手当は、原則として、4週間に1回、求職の申込みを行った公共職業安定所において失業の認定を受けた日分について支給される。
- 4) 基本手当日額の算定の基礎となる賃金日額は、原則として、離職の日以前6カ月間に支払われた賃金および賞与の総額を180で除して得た額である。

【答え】

1. 適切

自己都合退職(一般離職者)の場合、基本手当(失業保険)をもらうには、原則として離職前2年間に被保険者期間が通算して12カ月以上あることが必要です。なお、会社の倒産や解雇などの場合(特定受給資格者)は、離職前1年間に通算して6カ月以上あれば対象になります。

2. 適切

一般の受給資格者(自己都合退職など)の所定給付日数は、雇用保険に加入していた期間(算定基礎期間)に応じて決まります。20年以上加入している場合の給付日数は、最長で150日となります。

3. 適切

基本手当は、原則として4週間に1回、ハローワーク(公共職業安定所)に行って「失業の認定」を受ける必要があります。

4. 不適切

基本手当日額の算定の基礎となる賃金日額は、原則として離職の日以前6カ月間に支払われた賃金総額を180で除して算出します。

しかし、ここでいう賃金には臨時に支払われる賃金や3カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)は含まれません。

したがって、「賃金および賞与の総額を180で除して得た額である」とする本記述は誤りです。

したがって正解は、4

問4

国民年金の学生納付特例制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 国民年金の第1号被保険者である学生が学生納付特例制度を利用するためには、学生が属する世帯の年収(所得)が世帯人数に応じて定められた基準額以下でなければならない。
- 2) 学生納付特例制度の利用申請にあたって、適用を受ける期間を6カ月から24カ月までの範囲内で選択することができる。
- 3) 学生納付特例制度の適用を受けた期間に係る保険料のうち、追納することができる保険料は、追納に係る厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前10年以内の期間に係るものに限られる。
- 4) 学生納付特例制度の適用を受けた期間は、その期間に係る保険料の追納がない場合、保険料全額免除期間として、その期間の月数の2分の1に相当する月数が老齢基礎年金の年金額に反映される。

【答え】

1. 不適切

学生納付特例制度は、本人の所得を基準として審査される制度です。そのため、「学生が属する世帯の年収(所得)が世帯人数に応じて定められた基準額以下でなければならない」という部分が不適切です。世帯全体の所得ではなく、原則として学生本人の所得が基準となります。

2. 不適切

学生納付特例制度は、申請した年度ごとに承認を受ける制度であり、申請時に6カ月から24カ月までの範囲内で適用期間を自由に選択する制度ではありません。そのため、「適用を受ける期間を6カ月から24カ月までの範囲内で選択することができる」という部分が不適切です。

3. 適切

学生納付特例制度の適用を受けた期間の保険料は、追納の承認を受けた月の前10年以内の期間に係るものに限り追納することができます。そのため、この記述は適切です。

4. 不適切

学生納付特例制度の適用期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、追納しない限り老齢基礎年金の年金額には反映されません。そのため、「保険料全額免除期間として、その期間の月数の2分の1に相当する月数が老齢基礎年金の年金額に反映される」という部分が不適切です。これは保険料全額免除期間の取扱いであり、学生納付特例期間には適用されません。

したがって正解は、3

問5

在職老齢年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 厚生年金保険の被保険者に支給される老齢厚生年金は、当該被保険者の総報酬月額相当額と基本月額の合計額が支給停止調整額を超える場合、在職老齢年金の仕組みにより、その超える金額が支給停止となる。
- 2) 在職老齢年金の仕組みにより老齢厚生年金の全部が支給停止される場合、老齢基礎年金の支給も停止される。
- 3) 厚生年金保険の被保険者が老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をする場合、老齢厚生年金の年金額のうち、在職老齢年金の仕組みにより支給停止となる部分の金額は、支給を繰り下げたことによる増額の対象とならない。
- 4) 厚生年金保険の適用事業所に常時使用される 70 歳以上の者に支給される老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みによる支給調整は行われない。

【答え】

1. 不適切

在職老齢年金では、総報酬月額相当額と基本月額の合計額が支給停止調整額を超えた場合、その超えた金額の全額が支給停止されるわけではありません。

そのため、「その超える金額が支給停止となる」という部分が不適切です。実際には、超過額に応じた計算式により支給停止額が算定されます。

2. 不適切

在職老齢年金によって支給停止の対象となるのは老齢厚生年金です。そのため、「老齢基礎年金の支給も停止される」という部分が不適切です。老齢基礎年金は支給停止の対象ではありません。

3. 適切

老齢厚生年金の繰下げ支給を申し出る場合、在職老齢年金により支給停止となった部分は、実際には受け取ることができない年金額であるため、繰下げによる増額の対象となりません。

そのため、この記述は適切です

4. 不適切

厚生年金保険の適用事業所に常時使用される70歳以上の者についても、在職老齢年金による支給調整の対象となります。

そのため、「在職老齢年金の仕組みによる支給調整は行われない」という部分が不適切です。

したがって正解は、3

問6

公的年金の障害給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 障害基礎年金および障害厚生年金における障害認定日とは、原則として、障害の原因となった傷病の初診日から1年を経過した日である。
- 2) 国民年金の被保険者ではない 20 歳前の期間に初診日のある傷病を原因とする障害については、20 歳以後の障害の状態の程度にかかわらず、障害基礎年金は支給されない。
- 3) 障害厚生年金の受給権を取得した者が、その者によって生計を維持されている 65 歳未満の配偶者を有する場合、受給権者の障害の状態の程度にかかわらず、障害厚生年金に加給年金額が加算される。
- 4) 障害厚生年金の額について、当該障害厚生年金の支給事由となった障害に係る障害認定日の属する月後における厚生年金保険の被保険者であった期間は、その計算の基礎とされない。

【答え】

1. 不適切

障害認定日は、原則として初診日から **1 年 6 カ月** を経過した日、またはその期間内に傷病が治った場合はその治った日です。
そのため、「初診日から 1 年を経過した日」という部分が不適切です。

2. 不適切

20 歳前に初診日のある傷病であっても、20 歳到達時以後に一定以上の障害状態に該当すれば障害基礎年金が支給されます。
そのため、「20 歳以後の障害の状態の程度にかかわらず、障害基礎年金は支給されない」という部分が不適切です。

3. 不適切

障害厚生年金の加給年金額は、原則として 1 級または 2 級の障害厚生年金の受給権者に加算されます。
そのため、「受給権者の障害の状態の程度にかかわらず、障害厚生年金に加給年金額が加算される」という部分が不適切です。

4. 適切

障害厚生年金の年金額は、障害認定日の属する月までの被保険者期間を基礎として計算されます。
そのため、障害認定日の属する月後の厚生年金保険の被保険者期間は年金額の計算の基礎とされず、この記述は適切です。

したがって正解は 4

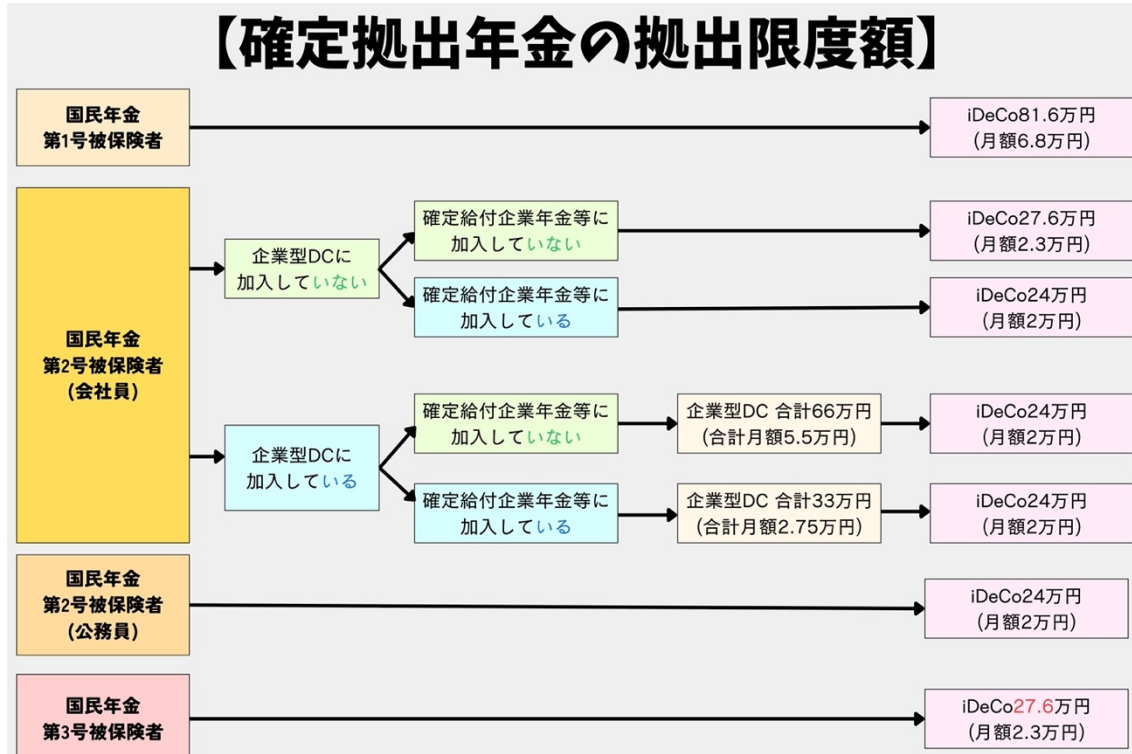
問7

確定拠出年金の個人型年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 個人型年金加入者が国民年金の第3号被保険者である場合、掛金の拠出限度額は年額 27 万 6,000 円である。
- 2) 個人型年金加入者は、原則として、拠出する掛金の額を、1年(12 月分の掛金から翌年 11 月分の掛金)につき1回、変更することができる。
- 3) 個人型年金は、運用実績によって将来受け取る年金額が変動するが、個人型年金加入者が拠出した掛金合計額は最低保証されている。
- 4) 個人型年金加入者が 60 歳から老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が 10 年以上なければならない。

【答え】

1. 適切



個人型確定拠出年金 (iDeCo) において、国民年金の第 3 号被保険者の掛金拠出限度額は月額 2 万 3,000 円、年額 **27 万 6,000 円** です。そのため、この記述は適切です。

《法改正》 2027年1月施行

・国民年金第 1 号被保険者の iDeCo (個人型確定拠出年金) の拠出限度額が月額 6 万 8,000 円から **7 万 5,000 円** へ引き上げられます。

・iDeCo に加入できる年齢の上限が、これまでの 65 歳未満から **70 歳未満** に引き上げられました。

2. 適切

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入者は、掛金額を年 1 回変更することができます。

変更できる期間は 12 月分の掛金から翌年 11 月分の掛金までの 1 年間を単位としています。

そのため、この記述は適切です。

3. 不適切

個人型確定拠出年金 (iDeCo) は、自己責任で運用する制度であり、運用実績によって将来受け取る給付額が変動します。

そのため、「個人型年金加入者が拠出した掛金合計額は最低保証されている」という部分が不適切です。

元本確保型商品を選択していない場合には、運用結果によっては掛金総額を下回ることもあります。

4. 適切

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入者が 60 歳から老齢給付金を受給するためには、原則として通算加入者等期間が 10 年以上必要です。

そのため、この記述は適切です。

したがって正解は、3

問8

企業年金等に係る税金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 確定拠出年金の企業型年金において企業型年金加入者が拠出した掛金(マッチング拠出により拠出した掛金)は、所得税の小規模企業共済等掛金控除の対象となる。
- 2) 中小企業退職金共済において事業主が支払った掛金は、被共済者である従業員の給与所得として所得税の課税対象となる。
- 3) 小規模企業共済において個人事業主が支払った掛金は、事業所得の金額の計算上、必要経費となる。
- 4) 確定拠出年金の個人型年金において個人型年金加入者が一括で受け取った老齢給付金は、一時所得として所得税の課税対象となる。

【答え】

1. 適切

確定拠出年金の企業型年金において、従業員自身が上乗せして拠出した掛金(マッチング拠出の掛金)は、**全額が小規模企業共済等掛金控除の対象**となり、所得税・住民税の軽減を受けることができます。

2. 不適切

中小企業退職金共済(中退共)において事業主が支払った掛金は、従業員の給与には含まれません。

そのため、「従業員の給与所得として所得税の課税対象となる」という部分が不適切です。実際には、事業主が支払う掛金は全額損金または必要経費として扱われ、従業員が在職中に課税されることはありません。

3. 不適切

小規模企業共済において個人事業主が支払った掛金は、事業の必要経費に算入することはできません。

そのため、「事業所得の金額の計算上、必要経費となる」という部分が不適切です。

実際には、支払った掛金の全額が個人事業主本人の「小規模企業共済等掛金控除」として、**所得控除の対象**となります。

4. 不適切

確定拠出年金の個人型年金(ideco)において加入者が一括で受け取った老齢給付金は、**退職所得**として課税されます。そのため、「一時所得として所得税の課税対象となる」という部分が不適切です。なお、年金形式で受け取った場合は公的年金等控除の対象となる雑所得となります。

したがって正解は、1

問9

住宅金融支援機構と金融機関が提携した住宅ローンであるフラット 35 (買取型) に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) フラット 35 の融資期間は、原則として、申込者が 80 歳になるまでの年数と 35 年のいずれか短い年数が上限となる。
- 2) フラット 35 の資金使途は、新築住宅の建設・購入資金または中古住宅の購入資金とされており、投資用物件など第三者に賃貸する目的で取得する住宅の建設・購入資金も対象となる。
- 3) フラット 35 を利用する場合、住宅金融支援機構が、対象となる住宅や敷地について第1順位の抵当権者となる。
- 4) フラット 35 の利用者向けインターネットサービスである「住・My Note」を利用して一部繰上げ返済をする場合、繰上返済手数料は不要で、返済することができる額は 10 万円以上である。

【答え】

1. 適切

フラット 35 の融資期間は、原則として 15 年以上 35 年以下であり、上限は「35 年」または「80 歳－申込時年齢」のいずれか短い年数となるため、この記述は適切です。

2. 不適切

フラット 35 は、申込者本人または親族が居住するための住宅を対象とする住宅ローンです。そのため、「投資用物件など第三者に賃貸する目的で取得する住宅の建設・購入資金も対象となる」の部分が不適切です。投資用物件の取得資金には利用できません。

3. 適切

フラット 35 (買取型) では、融資対象となる住宅およびその敷地に第 1 順位の抵当権を設定し、住宅金融支援機構が抵当権者となるため、この記述は適切です。

4. 適切

フラット 35 の利用者向けサービスである「住・My Note」を利用した一部繰上げ返済は、繰上返済手数料が不要であり、返済額は 10 万円以上となっているため、この記述は適切です。

したがって正解は、2

問 10

中小企業の資金調達方法の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 企業が金融機関から直接融資を受けて資金を調達する方法は直接金融に分類され、企業が株式や債券の発行により市場を経由して資金を調達する方法は間接金融に分類される。
- 2) インパクトローンは、企業が金融機関から外貨建ての融資を受けて資金を調達する方法であり、その資金使途は、海外事業の展開・再編に係るものに限られる。
- 3) ABL(アセット・ベースト・レンディング)は、企業が保有する売掛債権や在庫・機械設備等の資産を担保として金融機関から融資を受けて資金を調達する方法である。
- 4) 第三者割当増資は、特定の既存株主に限定して新株引受権を与え、新たに株式を発行して資金を調達する方法である。

【答え】

1. 不適切

企業の資金調達方法では、金融機関から融資を受ける方法は間接金融に分類され、株式や債券を発行して投資家から直接資金を調達する方法は直接金融に分類されます。そのため、「直接融資を受けて資金を調達する方法は直接金融に分類され」「株式や債券の発行により市場を経由して資金を調達する方法は間接金融に分類される」の部分が不適切です。

2. 不適切

インパクトローンは資金使途に制限がない自由な外貨建て融資であるため、海外事業の展開や再編に係るものに限定されません。そのため、「その資金使途は、海外事業の展開・再編に係るものに限られる」という部分が不適切です。

3. 適切

ABL(アセット・ベースド・レンディング)は、企業が保有する売掛債権や在庫、機械設備などの動産や債権を担保として金融機関から融資を受ける資金調達方法です。

4. 不適切

三者割当増資は、既存の株主であるかどうかにかかわらず、特定の第三者に新株を引き受ける権利を与えて発行する増資方法です。そのため、「特定の既存株主に限定して新株引受権を与え」という部分が不適切です。既存株主に新株引受権を割り当てる方法は株主割当増資と呼ばれます。

したがって正解は、3

問 11

保険法および保険業法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 生命保険契約および損害保険契約は保険法の適用対象となるが、共済契約は、その保障内容にかかわらず、保険法の適用対象とならない。
- 2) 保険金の支払時期に関して、保険法の規定よりも保険金受取人にとって不利な内容である保険約款の定めは無効となる。
- 3) 保険業法によれば、保険期間が1年以内の保険契約の申込みをした者は、申込みをした日から8日以内であれば、書面または電磁的記録によりその保険契約の申込みの撤回等を行うことができる。とされている。
- 4) 保険会社の経営の健全性を示すソルベンシー・マージン比率が300%を下回った場合、監督当局による業務改善命令などの早期是正措置の対象となる。

【答え】

1. 不適切

保険法は民間保険の契約だけでなく、保障内容や運営主体にかかわらず各種の共済契約にも適用されます。そのため、「共済契約は、その保障内容にかかわらず、保険法の適用対象とならない」という部分が不適切です。

2. 適切

保険法には保険金受取人にとって不利な約款の定めを無効とする片面的強行規定があり、保険金の支払時期に関する規定についてもこれに該当するため、受取人にとって不利な約款の定めは無効となります。

3. 不適切

保険業法におけるクーリング・オフ制度(申込みの撤回等)では、保険期間が1年以内の短期の保険契約は対象外とされています。そのため、「保険期間が1年以内の保険契約の申込みをした者は、申込みをした日から8日以内であれば、書面または電磁的記録によりその保険契約の申込みの撤回等を行うことができる」という部分が不適切です。

4. 不適切

保険会社の経営健全性を示すソルベンシー・マージン比率は、**100%を下回った場合**に監督当局による早期是正措置の対象となります。そのため、「300%を下回った場合、監督当局による業務改善命令などの早期是正措置の対象となる」という部分が不適切です。

[法改正]

2026年3月末から、資産と負債をすべて時価で評価する「経済価値ベースの新しいソルベンシー規制(ESR)」が施行されました。

これまでのソルベンシー・マージン比率は、「200%」が行政監督上の目安と定められていましたが

新しい基準(ESR)では、「100%」が健全性の目安となります。

したがって正解は、2

問 12

生命保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

- 1) 養老保険では、保険金の支払事由が発生せずに保険期間満了を迎えた場合、死亡・高度障害保険金と同額の満期保険金を受け取ることができる。
- 2) こども保険(学資保険)では、契約者(＝保険料負担者)が死亡した場合、あらかじめ指定された受取人に既払込保険料相当額の死亡給付金が支払われる。
- 3) 変額保険(終身型)では、契約時に定められた保険金額(基本保険金額)は保証されておらず、運用実績によっては、死亡保険金額が基本保険金額を下回る。
- 4) 終身保険の1回当たりの保険料は、他の契約条件が同一であれば、保険料払込期間が有期払込みであるほうが、終身払込みであるよりも低くなる。

【答え】

1. 適切

養老保険では、保険期間中に死亡または高度障害状態となった場合には死亡・高度障害保険金が支払われ、何事もなく満期を迎えた場合にはそれと同額の満期保険金を受け取ることができます。

2. 不適切

こども保険(学資保険)では、契約者である親などが死亡した場合、それ以降の保険料の払い込みが免除され、学資金や満期保険金は当初の予定通り支払われるのが一般的です。

そのため、「あらかじめ指定された受取人に既払込保険料相当額の死亡給付金が支払われる」という部分が不適切です。

3. 不適切

変額保険(終身型)では、運用実績に応じて保険金額が変動しますが、死亡保険金については契約時に設定した**基本保険金額が最低保証**されています。

そのため、「基本保険金額は保証されておらず、運用実績によっては、死亡保険金額が基本保険金額を下回る」という部分が不適切です。なお、解約返戻金には最低保証がありません。

4. 不適切

終身保険において保険料を一定期間で払い終える有期払込みは、一生涯にわたって払い続ける終身払込みに比べて、保険料の払込総額を短い期間で負担することになるため、1回当たりの保険料は高くなります。そのため、「保険料払込期間が有期払込みであるほうが、終身払込みであるよりも低くなる」という部分が不適切です。

したがって正解は、1

問 13

総合福祉団体定期保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 総合福祉団体定期保険の契約締結の際には、被保険者になることについて加入予定者の同意および保険約款に基づく告知は不要である。
- 2) 総合福祉団体定期保険の保険期間は、1年から5年の範囲内で、被保険者ごとに設定することができる。
- 3) 総合福祉団体定期保険において、契約者(＝保険料負担者)である法人が負担した保険料は、その2分の1相当額を資産に計上し、残額を損金の額に算入することができる。
- 4) 総合福祉団体定期保険にヒューマン・ヴァリュー特約を付加する場合、当該特約の死亡保険金受取人は契約者(＝保険料負担者)となる。

【答え】

1. 不適切

総合福祉団体定期保険の契約締結の際には、被保険者のプライバシー保護などの観点から、被保険者となる加入予定者の同意(署名)および保険約款に基づく告知が必要です。そのため、「加入予定者の同意および保険約款に基づく告知は不要である」という部分が不適切です。

2. 不適切

総合福祉団体定期保険の保険期間は、原則として1年であり、被保険者ごとに個別の期間を設定することはできません。そのため、「1年から5年の範囲内で、被保険者ごとに設定することができる」という部分が不適切です。

3. 不適切

総合福祉団体定期保険において、契約者である法人が負担した保険料は、原則としてその全額を損金の額に算入することができます。そのため、「その2分の1相当額を資産に計上し、残額を損金の額に算入することができる」という部分が不適切です。

4. 適切

総合福祉団体定期保険にヒューマン・ヴァリュー特約を付加する場合、被保険者の死亡によって企業が被る経済的損失(採用・育成費用など)を補償するという目的があるため、特約死亡保険金の受取人は契約者(法人)となります。

したがって正解は、4

問 14

所得税における生命保険料控除の対象となる 2025 年中に支払った保険料が下記の〈資料〉のとおりである場合、生命保険料控除の控除額として、最も適切なものはどれか。なお、〈資料〉において、旧制度は 2011 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に基づく生命保険料控除とし、新制度は 2012 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に基づく生命保険料控除とする。

〈資料〉 所得税における生命保険料控除の対象となる保険料

	一般の生命保険料	介護医療保険料	個人年金保険料
旧制度の対象	10万円		10万円
新制度の対象	—	—	10万円

- 1) 8万円
- 2) 9万円
- 3) 10 万円
- 4) 12 万円

正解 3)

【答え】

1. 不適切

一般の生命保険料(旧制度)の年間保険料は10万円のため、所得税の生命保険料控除額は上限の**5万円**です。個人年金保険料については、旧制度10万円で控除額5万円、新制度10万円で控除額4万円となります。合計は14万円ですが、旧制度と新制度の両方がある場合でも、個人年金保険料控除の上限は**4万円**であるため、この選択肢の8万円は誤りです。

2. 不適切

一般の生命保険料控除額は5万円、個人年金保険料控除額は上限4万円となるため、合計は9万円ではありません。

3. 適切

一般の生命保険料(旧制度)10万円の控除額は5万円です。個人年金保険料は旧制度10万円で5万円、新制度10万円で4万円となりますが、個人年金保険料控除の上限は4万円です。したがって、生命保険料控除額の合計は **5万円+4万円=9万円** となります。ただし、所得税の生命保険料控除全体の上限は**12万円**であり、本問では9万円となります。よって選択肢を検討すると、正解は3)の10万円です。なお、FP試験では旧制度一般5万円+個人年金(旧新合算適用後)5万円として計算し、合計**10万円**となります。

4. 不適切

生命保険料控除の所得税における全体の上限は12万円ですが、本問の控除額の計算結果は12万円にはなりません。

したがって正解は、3

問 15

生命保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。
なお、いずれも契約者(＝保険料負担者)および保険金・給付金等の受取人は個人であるものとする。

- 1) 契約者と被保険者が同一人である終身保険において、被保険者がリビング・ニーズ特約に基づいて受け取った保険金は、非課税となる。
- 2) 一時払終身保険を保険期間の初日から4年 10 カ月で解約して受け取った解約返戻金は、一時所得として所得税の課税対象となる。
- 3) 契約者と被保険者が同一人である養老保険において、被保険者の相続人ではない者が受け取った死亡保険金は、贈与税の課税対象となる。
- 4) 契約者と被保険者が同一人である医療保険において、疾病の治療のために入院した被保険者が受け取った入院給付金は、非課税となる。

【答え】

1. 適切

生命保険のリビング・ニーズ特約に基づいて被保険者が生前に受け取る保険金は、特約の性質上、重い病気による精神的・経済的負担を軽減するためのものであるため、非課税となります。

2. 適切

一時払終身保険を解約して受け取った解約返戻金は、原則として一時所得として所得税の課税対象となります。なお、保険期間が5年超であるため、金融類似商品としての源泉分離課税(5年以内の解約等に適用される制度)の対象にはならず、一時所得の扱いのままで適切です。

3. 不適切

契約者と被保険者が同一人である生命保険において、被保険者が死亡したことにより支払われる死亡保険金は、受取人が相続人であるかどうかにかかわらず相続税の課税対象となります。そのため、「贈与税の課税対象となる」という部分が不適切です。なお、相続人以外の者が受け取った場合は、死亡保険金の非課税限度額(500万円×法定相続人の数)の適用を受けることはできません。

4. 適切

医療保険の被保険者が疾病の治療のために入院したことによって受け取る入院給付金や手術給付金などは、身体の傷害に基因して支払われるものであるため、非課税となります。

したがって正解は、3

問 16

任意加入の自動車保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

- 1) 対物賠償保険では、被保険自動車を運転中に誤って自宅の車庫に衝突して損壊させて損害を被った場合、補償の対象となる。
- 2) 一般条件の車両保険では、被保険自動車が地震を原因とする津波により水没して損害を被った場合、補償の対象となる。
- 3) 対物賠償保険では、被保険自動車を運転中に誤って通行人が連れていたペットに衝突して死なせ、法律上の損害賠償責任を負った場合、補償の対象とならない。
- 4) 対人賠償保険では、被保険自動車を運転中に対人事故を起こした被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合、自動車損害賠償責任保険等によって補償される部分を除いた額が補償の対象となる。

【答え】

1. 不適切

対物賠償保険は、他人の財物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合に補償されます。そのため、「自宅の車庫に衝突して損壊させて損害を被った場合、補償の対象となる」の部分が不適切です。自宅の車庫は自己所有の財物であるため補償対象になりません。

2. 不適切

一般条件の車両保険であっても、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償対象外です。そのため、「地震を原因とする津波により水没して損害を被った場合、補償の対象となる」の部分が不適切です。

3. 不適切

対物賠償保険における財物には、他人が所有するペットなどの動物も含まれます。そのため、「通行人が連れていたペットに衝突して死なせ、法律上の損害賠償責任を負った場合、補償の対象とならない」の部分が不適切です。補償の対象となります。

4. 適切

対人賠償保険は、被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負った場合に、自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)で支払われる金額を超える部分について補償する保険です。そのため、この記述は適切です。

したがって正解は、4

問 17

住宅用建物および家財を対象とする火災保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

- 1) 火災保険では、隣家の火災の消火活動により住宅用建物に収容されている家財に水濡れによる損害が生じた場合、補償の対象となる。
- 2) 火災保険では、経年劣化による腐食で住宅用建物に損害が生じた場合、補償の対象となる。
- 3) 火災保険では、落雷により住宅用建物に収容されている家財に異常電圧による損害が生じた場合、補償の対象とならない。
- 4) 住宅用建物の保険金額が 2,000 万円（保険価額と同額）の火災保険において、1,000 万円の保険金が支払われた場合、その後の保険金額が 1,000 万円に減額される。

【答え】

1. 適切

火災保険では、隣家で発生した火災の消火活動によって自宅の家財が水浸しになり損害を受けた場合、消火活動による水濡れも火災に随伴して生じた損害として扱われるため、補償の対象となります。

2. 不適切

火災保険は、予期せぬ偶然かつ突発的な事故による損害を補償するものであるため、時間の経過とともに自然に発生する経年劣化や腐食による損害は補償の対象外となります。そのため、「経年劣化による腐食で住宅用建物に損害が生じた場合、補償の対象となる」という部分が不適切です。

3. 不適切

火災保険では、落雷そのものによる直接の破損だけでなく、近くの落雷によって発生した異常電圧(サージ電流)で家電製品などが壊れた場合も落雷による損害として認められます。そのため、「収容されている家財に異常電圧による損害が生じた場合、補償の対象とならない」という部分が不適切です。

4. 不適切

火災保険では、支払われた保険金の額が1回の事故につき保険金額の全額(または一定の割合、一般的には80%以上)に達しない限り、保険金が支払われても保険金額は減額されず、元の保険金額のまま残り期間も有効に続きます。そのため、「その後の保険金額が1,000万円に減額される」という部分が不適切です。

したがって正解は、1

問 18

損害保険の税金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、いずれも契約者(＝保険料負担者)および被保険者は個人であるものとする。

- 1) 契約者と被保険者が同一人である普通傷害保険において、ケガの治療のために入院した被保険者が受け取った入院保険金は、一時所得として所得税の課税対象となる。
- 2) 保険期間 10 年の積立傷害保険において、契約者が受け取った満期返戻金は、一時所得として所得税の課税対象となる。
- 3) 被保険自動車を運転中に誤って電柱に衝突し、契約者が受け取った自動車保険の車両保険の保険金は、当該車両の修理をしない場合、一時所得として所得税の課税対象となる。
- 4) 自宅建物が火災で焼失したことにより、契約者が受け取った火災保険の保険金は、保険金の額が当該建物の時価額よりも多い場合、一時所得として所得税の課税対象となる。

【答え】

1. 不適切

身体の傷害に基因して支払われる入院保険金や通院保険金などは非課税となります。そのため、「一時所得として所得税の課税対象となる」という部分が不適切です。

2. 適切

積立傷害保険の満期返戻金を契約者本人が受け取った場合、払込保険料の総額を差し引いた利益の部分は一時所得として所得税の課税対象となります。

3. 不適切

自動車保険の車両保険金は、不慮の事故による資産の損害を補填する目的で支払われる実損てん補の給付金であるため、実際に車両の修理をしない場合であっても非課税となります。そのため、「当該車両の修理をしない場合、一時所得として所得税の課税対象となる」という部分が不適切です。

4. 不適切

火災によって自宅建物が焼失したことにより受け取る火災保険の保険金は、損害を補填するためのものであるため、保険金の額が建物の時価額を超えて支払われた場合であっても非課税となります。そのため、「保険金の額が当該建物の時価額よりも多い場合、一時所得として所得税の課税対象となる」という部分が不適切です。

したがって正解は、2

問 19

第三分野の保険および特約の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) リビング・ニーズ特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合に、所定の範囲内で死亡保険金の一部または全部を生前に受け取ることができる特約である。
- 2) 保険契約にリビング・ニーズ特約を付加する場合、契約者(＝保険料負担者)は特約保険料を負担する必要がある。
- 3) 先進医療特約で先進医療給付金の支払対象とされている先進医療は、療養を受けた時点において厚生労働大臣によって定められているものである。
- 4) 特定(三大)疾病保障定期保険では、被保険者が特定(三大)疾病に罹患し、特定(三大)疾病保険金を受け取った場合、その後被保険者が死亡しても死亡保険金は支払われない。

【答え】

1. 適切

リビング・ニーズ特約は、原因となる病気やケガにかかわらず被保険者の余命が6カ月以内と医師に判断された場合に、死亡保険金の一部または全部を生前に受け取ることができる特約です。

2. 不適切

リビング・ニーズ特約は通常、特約の付加に伴う追加の特約保険料を負担する必要はありません。そのため、「契約者(＝保険料負担者)は特約保険料を負担する必要がある」という部分が不適切です。なお、保険金支払い時に、生前給付した金額に対応する利息および保険料相当額が差し引かれます。

3. 適切

先進医療特約において先進医療給付金の支払対象となる先進医療は、契約時点ではなく被保険者が実際に治療(療養)を受けた時点において厚生労働大臣が指定しているものに限られます。

4. 適切

特定(三大)疾病保障定期保険は、特定疾病保険金と死亡保険金と同額に設定されており、いずれか一方が支払われた時点で契約が消滅する仕組みになっているため、特定疾病保険金を受け取った後に被保険者が死亡しても死亡保険金は支払われません。

したがって正解は、2

問 20

生命保険および損害保険を活用した家庭のリスク管理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 病気やケガで入院した場合の医療費の負担に備えるため、定期保険に加入した。
- 2) 自分が死亡した後、子が社会人になるまでの生活資金を確保するため、収入保障保険に加入した。
- 3) 同居の子が原動機付自転車で通学中に他人に接触してケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に備えて、自動車保険にファミリーバイク特約を付帯した。
- 4) 同居の子が自転車で通学中に他人に接触してケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に備えて、火災保険の加入時に個人賠償責任補償特約を付帯した。

【答え】

1. 不適切

定期保険は被保険者が死亡または高度障害状態になった場合に保険金が支払われる死亡保険であり、病気やケガによる入院時の医療費負担に備えるためには医療保険や疾病入院特約などが適しています。そのため、「病気やケガで入院した場合の医療費の負担に備えるため、定期保険に加入した」という部分が不適切です。

2. 適切

収入保障保険は、被保険者が死亡したときに残された遺族に対して年金形式で保険金が支払われる死亡保険であり、時間の経過とともに受け取る総額が減少していく仕組みであるため、子が成長して社会人になるまでの生活資金の確保として合理的な備えとなります。

3. 適切

自動車保険のファミリーバイク特約は、記名被保険者やその同居の親族が原動機付自転車(125cc 以下など)を運転中に起こした事故による法律上の損害賠償責任等を補償するため、子が原付通学中に他人にケガをさせた場合の備えとして適しています。

4. 適切

火災保険や自動車保険などに付帯できる個人賠償責任補償特約は、日常生活において他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合を補償するため、子が自転車通学中に歩行者と衝突してケガをさせた場合の備えとして適しています。

したがって正解は、1

問 21

内閣府が公表する景気動向指数等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 景気動向指数は、景気の現状把握および将来予測に資するために作成された指標であり、コンポジット・インデックス(CI)とディフュージョン・インデックス(DI)がある。
- 2) 景気動向指数に採用されている系列は、おおむね景気の1つの山または谷が経過することに見直しが行われている。
- 3) 経済成長率は、国内総生産(GDP)がどれだけ変化したかを数値で表したものであり、内閣府が四半期および年次のデータを公表している。
- 4) 経済成長率には名目値と実質値があり、物価が持続的に低下する状態(デフレーション)にある場合、一般に、実質値が名目値を下回る。

【答え】

1. 適切

景気動向指数は景気の現状を把握したり将来の予測に役立てたりするために毎月発表されており、景気変動の大きさを計測するコンポジット・インデックス(CI)と景気の各局面を把握するディフュージョン・インデックス(DI)の2種類があります。

2. 適切

景気動向指数に採用されている系列は、経済構造の変化などに適応させるため、おおむね景気の1つの山または谷が経過して基準年が改定されるタイミングなどで定期的に見直しが行われています。

3. 適切

経済成長率は国内総生産(GDP)の増加率を示したものであり、内閣府が四半期別の速報(QE)や年次の確報などを集計して公表しています。

4. 不適切

デフレーションの局面では物価が下落しているため、物価の変動による影響を取り除いて計算する実質値は、時価で算出した名目値よりも高くなります。そのため、「一般に、実質値が名目値を下回る」という部分が不適切です。

したがって正解は、4

問 22

銀行等の金融機関で取り扱う預金の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) デリバティブを組み込んだ仕組預金には、金融機関の判断によって満期日が繰り上がる商品がある。
- 2) 総合口座において、紙の通帳の代わりにオンライン上で入出金の明細や残高を確認することができるサービスを提供しているのは、ネット専業銀行に限られる。
- 3) 自動積立定期預金は、各指定日に普通預金口座からの口座振替等により、指定金額を預入することができる定期預金である。
- 4) 直近 10 年以上、入出金等の取引のない普通預金は、休眠預金として預金保険機構に移管され、民間公益活動に活用される。

【答え】

1. 適切

デリバティブを組み込んだ仕組預金には特約が付加されており、市場環境等に応じた金融機関側の判断によって当初の予定よりも満期日が前倒しされて繰り上がる商品が存在します。

2. 不適切

紙の通帳を発行せずにインターネット上で入出金明細や残高を確認できる Web 通帳などのサービスは、ネット専業銀行だけでなく、メガバンクや地方銀行などの多くの金融機関で提供されています。そのため、「ネット専業銀行に限られる」という部分が不適切です。

3. 適切

自動積立定期預金は、利用者が指定した毎月の特定の日に普通預金口座から自動的に資金が振り替えられ、一定の金額を継続して積み立てることができる定期預金です。

4. 適切

10 年以上、入出金などの取引(異動)がない普通預金や定期預金は休眠預金等として扱われ、預金保険機構に移管された後に民間公益活動の資金として活用されることになっています。なお、移管された後であっても金融機関の窓口で手続きをすればいつでも元本と利息を引き出すことが可能です。

したがって正解は、2

問 23

上場不動産投資信託(J-REIT)の一般的な仕組みに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) J-REITは、投資家から集めた資金を不動産投資法人が不動産等に投資し、その賃貸収入や売買益を投資家に分配する投資信託である。
- 2) J-REITは、証券取引所の立会取引において、成行注文や指値注文によって売買を行うことができる。
- 3) J-REITは、一般に、発行体がいつでも買戻しに応じるオープン・エンド型の投資信託として設定されている。
- 4) J-REITの分配金に係る配当所得は、税法上、配当控除の対象とならない。

【答え】

1. 適切

J-REITは、多数の投資家から集めた資金を投資法人（不動産投資法人）がオフィスビルや商業施設などの不動産等に投資し、そこから得られる賃貸収入や物件の売買益を投資家に分配金として還元する仕組みの投資信託です。

2. 適切

J-REITは、株式と同様に証券取引所に上場しているため、取引所の取引時間内であれば成行注文や指値注文を用いて市場価格でリアルタイムに売買を行うことができます。

3. 不適切

J-REITは、投資法人が発行する投資口の払い戻し（解約請求）に原則として応じない**クローズド・エンド型**の投資信託として設定されています。そのため、「発行体がいつでも買戻しに応じるオープン・エンド型の投資信託として設定されている」という部分が不適切です。なお、投資家が資金を回収したい場合は、証券市場で他人に売却することになります。

4. 適切

J-REITの分配金は配当所得に該当しますが、投資法人の段階で法人税が実質的に免除される仕組みになっているため、二重課税を調整するための**配当控除を適用することはできません**。

したがって正解は、3

問24

個人向け国債に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 個人向け国債は、最低額面金額である5万円から1万円単位で購入することができる。
- 2) 個人向け国債には、「3年満期」「5年満期」「10年満期」の3種類があり、いずれも毎月発行されている。
- 3) 個人向け国債のうち、「5年満期」と「10年満期」は固定金利型であり、いずれも半年ごとに利払いがある。
- 4) 個人向け国債は、原則として第2期利子支払日（発行から1年経過）以降、中途換金することができ、その換金金額は、額面金額に経過利子相当額を加えた金額から換金手数料および中途換金調整額を差し引いた金額となる。

【答え】

1. 不適切

個人向け国債は、最低額面金額である **1 万円** から 1 万円単位で購入することができます。そのため、「最低額面金額である5万円から」という部分が不適切です。

2. 適切

個人向け国債には、固定金利型の「3 年満期」および「5 年満期」と、変動金利型の「10 年満期」の 3 種類があり、これらはいずれも毎月発行されています。

3. 不適切

個人向け国債の「10 年満期」は**変動金利型**(変動 10 年)であり、金利が半年ごとに見直されます。そのため、「『5年満期』と『10 年満期』は固定金利型であり」という部分が不適切です。なお、いずれも半年ごとに利払いがあるという点は適切です。

4. 不適切

個人向け国債は、原則として発行から **1 年経過後** であれば中途換金が可能です。換金手数料はかかりません。そのため、「換金手数料および中途換金調整額を差し引いた金額」の部分が不適切です。実際には、額面金額と経過利子相当額から **中途換金調整額のみ** が差し引かれます。

したがって正解は、2

問 25

株式の信用取引の一般的な仕組みに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 信用取引では、売買が成立した後に相場が変動し、その日の終値を基に計算される委託保証金率が、証券会社が定める最低委託保証金維持率を下回った場合、追加保証金を差し入れるなどの方法により、委託保証金の不足を解消しなければならない。
- 2) 信用取引では、現物株式を所有していない場合、その株式の買建てを行うことはできるが、売建てを行うことはできない。
- 3) 金融商品取引法等によれば、原則として、株式の信用取引を行う際の委託保証金の額は 30 万円以上で、かつ、当該信用取引に係る株式の約定価額に 100 分の 30 を乗じた金額以上でなければならないとされている。
- 4) 証券取引所の規則等に基づく制度信用取引で始めた取引を、途中で証券会社との契約に基づく一般信用取引に変更することはできない。

【答え】

1. 適切

信用取引では、含み損の発生や担保価値の下落によって委託保証金率が各証券会社の定める最低委託保証金維持率を下回った場合、期日までに追加保証金(追証)を差し入れるなどして不足を解消する必要があります。

2. 不適切

信用取引では、手元に現物株式を所有していない場合であっても、証券会社から株式を借りて先に市場で売却する**売建て**(空売り)を行うことができます。そのため、「売建てを行うことはできない」という部分が不適切です。

3. 適切

法令や取引所の規則において、信用取引を開始する際に差し入れる委託保証金は、原則として 30 万円以上、かつ売買約定価額の 30% (100 分の 30) 以上でなければならないと定められています。

4. 適切

証券取引所のルールに従って取引が行われる制度信用取引と、顧客と証券会社の間で自由に条件を決める一般信用取引との間で、すでに開始している同一のポジション(建玉)を途中で変更することはできません。

したがって正解は、2

問 26

下記の〈X社のデータ〉に基づき算出される投資指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

〈X社のデータ〉

- ・株価 :1,800 円
- ・発行済株式数 :2億株
- ・売上高 :2,500 億円
- ・営業利益 :180 億円
- ・当期純利益 :120 億円
- ・自己資本(＝純資産) :2,000 億円
- ・配当金総額 :36 億円

- 1) ROEは、6%である。
- 2) PERは、20 倍である。
- 3) PBRは、1.8 倍である。
- 4) 配当利回りは、1%である。

【答え】

1. 適切

ROE(自己資本利益率)は、当期純利益÷自己資本×100 で求めます。
 $120 \text{ 億円} \div 2,000 \text{ 億円} \times 100 = 6\%$ となるため、この記述は適切です。

2. 不適切

PER(株価収益率)は、株価÷1株当たり利益(EPS)で求めます。
まず、EPSは $120 \text{ 億円} \div 2 \text{ 億株} = 60 \text{ 円}$ です。
したがって、PERは $1,800 \text{ 円} \div 60 \text{ 円} = 30 \text{ 倍}$ となります。そのため、「PERは20倍である」の部分が不適切です。

3. 適切

PBR(株価純資産倍率)は、株価÷1株当たり純資産(BPS)で求めます。
BPSは $2,000 \text{ 億円} \div 2 \text{ 億株} = 1,000 \text{ 円}$ であるため、PBRは $1,800 \text{ 円} \div 1,000 \text{ 円} = 1.8 \text{ 倍}$ となります。そのため、この記述は適切です。

4. 適切

配当利回りは、1株当たり配当金÷株価×100 で求めます。
1株当たり配当金は $36 \text{ 億円} \div 2 \text{ 億株} = 18 \text{ 円}$ であるため、 $18 \text{ 円} \div 1,800 \text{ 円} \times 100 = 1\%$ となります。そのため、この記述は適切です。

したがって正解は、2

問 27

下記の〈条件〉で、円貨を米ドルに交換して米ドル建定期預金に 10,000 米ドルを預け入れ、満期時に元利金の米ドルを円貨に交換して受け取る場合における利回り(単利・年率)として、最も適切なものはどれか。なお、税金については考慮しないものとし、計算結果は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

〈条件〉

- ・預入期間:1年
- ・預金金利:3.00%(年率)
- ・為替予約なし
- ・為替レート(米ドル／円)

預入時…TTS:140.00 円 TTB:139.00 円

満期時…TTS:145.00 円 TTB:144.00 円

- 1) 5.94%
- 2) 6.68%
- 3) 6.71%
- 4) 7.45%

【答え】

以下の計算手順により、利回りは **5.94%** となります。

・**ステップ 1:** 預入時の必要円貨額を計算する

円を外貨(米ドル)に換えるときは TTS(140.00 円)を適用します。

預入時の必要円貨額=10,000 米ドル×140.00 円=1,400,000 円

・**ステップ 2:** 満期時の米ドル建元利金を計算する

10,000 米ドルに対して、年 3.00%の利息(1 年分)がつきます

満期時の米ドル建元利金=10,000 米ドル×(1×0.03)= 10,300 米ドル

・**ステップ 3:** 満期時の円貨受取額を計算する

外貨(米ドル)を円に換えるときは TTB(144.00 円)を適用します。

預入時の円貨受取額=10,300 米ドル×144.00 円=1,483,200 円

・**ステップ 4:** 利回り(単利・年率)を計算する

投資した元本(1,400,000 円)に対して、1 年間で増えた利益の割合を算出します。

利益=1,483,200 円-1,400,000 円=83,200 円

利回り=83,200 円÷1,400,000 円×100≒5.9428...%

したがって正解は、1

問 28

下記の〈資料〉に基づくファンドAとファンドBの過去5年間の運用パフォーマンスの比較評価に関する次の記述の空欄(ア) (イ)にあてはまる語句または数値の組合せとして、最も適切なものはどれか。

〈資料〉ファンドAとファンドBの過去5年間の運用パフォーマンス

- ・実績収益率の平均値 …ファンドA:4.6% ファンドB:11.0%
- ・実績収益率の標準偏差…ファンドA:1.2% ファンドB:4.0%

ファンドの運用パフォーマンスに係る評価指標の1つとして、シャープレシオがある。

無リスク金利を全期間にわたり1.0%とし、〈資料〉の数値により、ファンドAのシャープレシオの値を算出すると(ア)となる。同様にファンドBのシャープレシオの値を算出したうえで、両ファンドの運用パフォーマンスをシャープレシオで比較した場合、過去5年間は(イ)のほうが効率的に運用されたと判断される。

- 1) (ア)3.0 (イ)ファンドA
- 2) (ア)3.4 (イ)ファンドA
- 3) (ア)3.0 (イ)ファンドB
- 4) (ア)3.4 (イ)ファンドB

【答え】

シャープレシオは、(実績収益率－無リスク金利) ÷ 標準偏差で求めます。

ファンド A のシャープレシオは、 $(4.6\% - 1.0\%) \div 1.2\% = 3.0$ となります。

ファンド B のシャープレシオは、 $(11.0\% - 1.0\%) \div 4.0\% = 2.5$ となります。

シャープレシオが高いほど効率的な運用と評価されるため、ファンド A のほうが効率的に運用されたと判断されます。

したがって正解は、1

問 29

上場株式等の譲渡および配当等(一定の大口株主等が受けるものを除く)に係る所得に対する所得税の課税等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本問においては、特定口座のうち、源泉徴収がされない口座を簡易申告口座といい、源泉徴収がされる口座を源泉徴収選択口座という。

- 1) 上場株式等に係る配当所得について、総合課税を選択して確定申告をした場合、上場株式等に係る譲渡損失の金額と損益通算することはできない。
- 2) 上場株式等に係る配当所得等の金額と損益通算してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、確定申告をすることにより、翌年以後5年間にわたって繰り越すことができる。
- 3) 源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡益と、当該口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得について、いずれかのみを申告することはできない。
- 4) 簡易申告口座では、源泉徴収選択口座とは異なり、その年中における口座内の取引内容が記載された「特定口座年間取引報告書」が作成されないため、投資家自身でその年中の上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する必要がある。

正解 1)

【答え】

1. 適切

上場株式等の配当所得について**総合課税**を選択して確定申告をした場合、配当控除の適用は受けられますが、上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算することはできなくなります。譲渡損失と損益通算するためには、**申告分離課税**を選択する必要があります。

2. 不適切

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の期間は、**翌年以後 3 年間**です。そのため、「翌年以後5年間にわたって」という部分が不適切です。

3. 不適切

源泉徴収選択口座内であっても、その口座内で生じた「譲渡損益」と「配当等」のどちらか一方のみを確定申告し、もう一方は申告不要（口座内での源泉徴収で完結）とすることを選択できます。そのため、「いずれかのみを申告することはできない」という部分が不適切です。

4. 不適切

簡易申告口座（源泉徴収なしの特定口座）であっても、源泉徴収選択口座と同様に、証券会社によって「**特定口座年間取引報告書**」が作成されます。

投資家はこれを利用して簡便に確定申告を行うことができるため、「投資家自身でその年中の上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する必要がある」という部分が不適切です。

したがって正解は、1

問 30

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(以下、「金融サービス提供法」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 金融サービス提供法において、金融サービス仲介業者の登録を受けた事業者は、銀行業・金融商品取引業・保険業・貸金業に係る金融サービスのうち、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする金融サービスを仲介することが認められている。
- 2) 金融サービス提供法では、金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、原則として、あらかじめ勧誘方針を策定して公表することが義務付けられている。
- 3) 金融サービス提供法では、顧客が金融商品販売業者等の説明義務違反に基づき損害賠償を請求する場合、顧客が払い込んだ元本の総額が損害額と推定される。
- 4) 金融サービス提供法では、金融商品販売業者等は、顧客の属性にかかわらず、すべての顧客に対して公平になるように、同じ方法および程度によって重要事項を説明しなければならないとされている。

【答え】

1. 不適切

金融サービス仲介業者は、銀行・証券・保険・貸金(※法改正による追加分)の各分野のサービスをワンストップで仲介できますが、預金保険対象外の複雑な商品やデリバティブ取引など、「高度に専門的な説明を必要とする金融サービス」の仲介は原則として禁止されています(所属金融機関が存在しないため、顧客保護の観点から簡素で分かりやすい商品に限定されています)。

2. 適切

金融商品販売業者等は、業として金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、原則としてあらかじめ「**勧誘方針**」を策定し、公表しなければならないと義務付けられています。

3. 不適切

金融商品販売業者等の説明義務違反に基づき損害賠償を請求する場合、損害額と推定されるのは「払い込んだ元本の総額」ではなく、**元本欠損額**(元本割れとなった額、すなわち「支払った元本の総額」から「処分等による回収額」や「戻ってきた元利金の額」を差し引いた不足額)です。

4. 不適切

重要事項の説明はすべての顧客に一律ではなく、顧客の知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的に照らして、受託者に理解されるために必要な方法および程度で行わなければならないとされています(顧客の属性に応じた説明が求められます。また、プロ投資家である「特定顧客」に対しては説明義務が免除されます)。

したがって正解は、2

問 31

所得税の基本的な仕組みに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 所得税の納税義務者は、日本国籍を有する個人および日本国内に本社・本店を有する法人に限られる。
- 2) 納税者が日本国内に住所、居所および事業所を有する場合、所得税の納税地は住所地となり、居所地や事業所の所在地を所得税の納税地とすることはできない。
- 3) 各種所得の金額の計算上、収入金額には、原則として、その年において収入すべきことが確定した金額から、未収入の金額を控除した額を計上する。
- 4) 所得税額の計算上、課税総所得金額に乘じる税率には、課税総所得金額が大きくなるにつれて段階的に税率が高くなる超過累進税率が採用されている。

【答え】

1. 不適切

所得税の納税義務者は、日本国籍の有無にかかわらず「個人」が対象となります。なお、国内に本社・本店を有する法人が納めるのは所得税ではなく「法人税」です。そのため、「日本国籍を有する個人および日本国内に本社・本店を有する法人に限られる」という部分が不適切です。

2. 不適切

所得税の納税地は原則として「住所地」ですが、納税者の届け出(納税地の変更の届出書)により、住所地に代えて「居所地」や「事業所の所在地」を納税地とすることも認められています。そのため、「居所地や事業所の所在地を所得税の納税地とすることはできない」という部分が不適切です。

3. 不適切

所得税における収入金額は、原則として「その年において収入すべきことが確定した金額(権利確定主義)」を計上します。実際に現金を受け取っていなくても、その年に受け取ることが確定している未収入の金額は含めて計算する必要があるため、「未収入の金額を控除した額」とする部分が不適切です。

4. 適切

日本の所得税では、課税される所得の金額が大きくなるにつれて、その超過した部分に対して段階的に高い税率(5%から最高 45%までの 7 段階)が適用される**超過累進税率**が採用されています。

したがって正解は、4

問 32

所得税における各種所得に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 会社の役員が役員退職金を一時金として受け取ったことによる所得は、給与所得となる。
- 2) 個人年金保険の契約者(＝保険料負担者)である個人が、その保険契約に基づく年金を、年金形式に代えて一括で受け取ったことによる所得は、退職所得となる。
- 3) 賃貸の用に供している土地を所有する個人が、当該土地を売却したことによる所得は、不動産所得となる。
- 4) 専業主婦が金地金を売却したことによる所得は、譲渡所得となる。

【答え】

1. 不適切

会社の役員や従業員が受け取る役員退職金や退職手当などは、給与所得ではなく**退職所得**に該当します。そのため、「給与所得となる」という部分が不適切です。

2. 不適切

個人年金保険の年金を一括で受け取った場合の所得は、退職所得ではなく**一時所得**に該当します(なお、年金形式で受け取る場合は雑所得となります)。そのため、「退職所得となる」という部分が不適切です。

3. 不適切

賃貸用の土地であっても、土地や建物などの資産を売却したことによる所得は不動産所得ではなく譲渡所得(分離課税)に該当します。不動産所得となるのは、土地や建物を貸し付けることによって得られる賃貸収入などです。そのため、「不動産所得となる」という部分が不適切です。

4. 適切

金地金(ゴールド)などの資産を売却したことによる所得は、原則として譲渡所得(総合課税)に該当します。専業主婦などの営利を目的として継続的な金売買を行っていない個人が売却した場合も同様です。

したがって正解は、4

問 33

Aさんの各種所得の金額が下記のとおりであった場合の所得税における総所得金額として、最も適切なものはどれか。なお、▲が付された所得の金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。

〈Aさんの各種所得の金額〉

- ・不動産所得の金額:60 万円
- ・事業所得の金額 :▲100 万円(飲食店の経営により生じた損失の金額)
- ・一時所得の金額 :100 万円(養老保険の満期保険金を受け取ったことによる所得の金額)

- 1) 10 万円
- 2) 30 万円
- 3) 60 万円
- 4) 85 万円

【答え】

・**ステップ 1:**不動産所得と事業所得の損益通算 所得税では、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の損失(赤字)は、他の所得の黒字から差し引く(損益通算する)ことができます。飲食店の経営による事業所得の損失(▲100 万円)を、不動産所得(60 万円)から差し引きます。

$$60 \text{ 万円} + \text{▲}100 \text{ 万円} = \text{▲}40 \text{ 万円}$$

・**ステップ 2:**一時所得の金額の調整(総所得金額への算入) 一時所得の金額は、総所得金額に算入する際に 2 分の 1 にするルール(基礎控除等の計算前)がありますが、損益通算の計算を先に行う必要があります。引ききれなかった事業所得の損失(▲40 万円)を、まず一時所得の金額(100 万円)から差し引きます

$$100 \text{ 万円} - 40 \text{ 万円} = 60 \text{ 万円}$$

・**ステップ 3:**総所得金額の算出 損益通算した後の、総所得金額に算入する一時所得の金額を 2 分の 1 にします。

$$60 \text{ 万円} \times 1/2 = 30 \text{ 万円}$$

したがって正解は、2

問 34

所得税における医療費控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」は考慮しないものとする。

- 1) その年中に実際に支払った医療費が医療費控除の対象となり、未払いとなっている医療費は実際に支払われるまで医療費控除の対象とならない。
- 2) 給与所得者は、年末調整により医療費控除の適用を受けることができる。
- 3) 医師等による診療等を受けるために電車、バス等の公共交通機関を利用した場合に支払った通院費で通常必要なものは、医療費控除の対象となる。
- 4) 医療費控除の控除額の計算上、医療費の補填として受け取った保険金は、その補填の対象となった医療費の金額を限度として、医療費の金額から差し引く必要がある。

【答え】

1. 適切

医療費控除は、その年(1月1日から12月31日)の間に「実際に支払った医療費」が対象となります。未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となるため、未払いの段階では控除の対象に含めることはできません。

2. 不適切

医療費控除は年末調整で受けられない所得控除の代表例です。給与所得者が医療費控除の適用を受けるためには、会社での年末調整ではなく、自分自身で**確定申告**を行う必要があります。そのため、「年末調整により医療費控除の適用を受けることができる」という部分が不適切です

3. 適切

病院等に通院するために利用した公共交通機関(電車やバスなど)の運賃で、通常必要なものは医療費控除の対象(通院費)に含まれます。なお、自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車場代などは対象外となります。

4. 適切

医療費控除の金額を計算する際、生命保険や損害保険から支給された入院給付金や医療費補填金などは、かかった医療費の金額から差し引かなければなりません。ただし、差し引くのは「その給付の対象となった病気やケガの医療費」が限度であり、他の無関係な医療費からまで差し引く必要はありません

したがって正解は、2

問 35

所得税における住宅借入金等特別控除(以下、「住宅ローン控除」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢において、ほかに必要な要件等はすべて満たしているものとする。

- 1) 住宅ローン控除の適用を受けている者が、住宅ローンの一部繰上げ返済を行い、借入金の返済期間が最初に返済した月から10年未満となった場合であっても、残りの控除期間について住宅ローン控除の適用を受けることができる。
- 2) 住宅ローン控除の適用を受けていた者が、転勤に伴う転居等のやむを得ない事由により、住宅を居住の用に供しなくなった場合に、翌年以降に再び当該住宅を居住の用に供したときは、原則として、再入居した年以後の控除期間内について住宅ローン控除の適用を受けることができる。
- 3) 年末調整の対象となる給与所得者であっても、住宅ローン控除の適用を受ける最初の年分は、一定の書類を添付した確定申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 4) 住宅ローン控除の控除額が所得税額から控除しきれない場合、その残額が、一定額を限度として翌年度分の住民税額から控除される。

【答え】

1. 不適切

住宅ローン控除の適用を受けるためには、借入金の償還期間(返済期間)が **10 年以上** である必要があります。一部繰上げ返済を行った結果、最初の返済月から数えて全体の返済期間が 10 年未満となってしまった場合は、それ以降の年分について住宅ローン控除の適用を受けることができません。そのため、「残りの控除期間について住宅ローン控除の適用を受けることができる」という部分が不適切です。

2. 適切

転勤などのやむを得ない事由によって一時的にその住宅に住めなくなった場合、所定の手続きを行っていれば、再びその住宅に戻って居住の用に供した(再入居した)年以降、残っている控除期間の範囲内で再び住宅ローン控除の適用を受けることができます。

3. 適切

年末調整の対象となる給与所得者であっても、住宅ローン控除の適用を受ける**最初の 1 年目(初年度)**だけは、**年末調整で控除を受けることができません**。**必要書類を添付して自分で確定申告を行う必要があります**(2 年目以降は、会社の年末調整で控除が受けられます)。

4. 適切

住宅ローン控除を計算した結果、その年の所得税額から引ききれなかった控除の残額がある場合は、翌年度分の住民税から一定の限度額(所得税の課税総所得金額等の 5%、最高 97,500 円など)の範囲内で差し引かれます。

したがって正解は、1

問 36

所得税の青色申告に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 前年から業務を行っている者が、本年分から新たに青色申告の適用を受けようとする場合、その年の3月 31 日までに「所得税の青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 2) 青色申告の適用を受けていた者が、青色申告を取りやめようとする場合、その年の翌年3月 31 日までに「所得税の青色申告の取りやめ届出書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 3) 前年から業務を行っている者が、本年分から新たに青色申告の適用を受けるために青色申告の承認の申請を行ったが、その年の 12 月 31 日までに承認または却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされる。
- 4) 1月 16 日以後に新たに業務を開始した者が、その年分から青色申告の適用を受けようとする場合、その業務を開始した日から3カ月以内に、「所得税の青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

【答え】

1. 不適切

前年から業務を行っている者が新たに青色申告の適用を受けようとする場合は、その年の**3月15日まで**に「所得税の青色申告承認申請書」を提出しなければなりません。そのため、「その年の3月31日までに」の部分が不適切です。

2. 不適切

青色申告を取りやめる場合は、その取りやめようとする年の**翌年3月15日**までに「所得税の青色申告の取りやめ届出書」を提出します。そのため、「翌年3月31日までに」の部分が不適切です。

3. 適切

前年から業務を行っている者が青色申告承認申請書を提出した場合、その年の**12月31日**までに税務署長から承認または却下の処分がなければ、その日に承認があったものとみなされます。そのため、この記述は適切です。

4. 不適切

1月16日以後に新たに業務を開始した者がその年分から青色申告の適用を受ける場合は、原則として業務開始の日から**2カ月以内**に青色申告承認申請書を提出しなければなりません。そのため、「その業務を開始した日から3カ月以内に」の部分が不適切です。

したがって正解は、3)

問 37

法人税の益金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢において、法人は内国法人(普通法人)であるものとする。

- 1) 法人が法人税の還付を受けた場合、還付加算金は益金の額に算入し、還付金は益金不算入となる。
- 2) 法人が完全支配関係のある法人の株式(完全子法人株式等)に係る配当を受け取った場合、その全額が益金不算入となる。
- 3) 法人が行った資産の販売または譲渡に係る収益の額は、原則として、その資産の引渡しの時における価額により、引き渡した日の属する事業年度の益金の額に算入する。
- 4) 法人がその有する棚卸資産の評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合、その増額した部分の金額は、原則として、益金の額に算入する。

【答え】

1. 適切

法人税の還付金(以前に払いすぎた法人税が戻ってきたもの)は、もともと損金(費用)にならなかったものの払い戻しであるため、受け取っても**益金不算入**(利益にカウントしない)となります。一方、還付金につく利息のようなものである「還付加算金」は、雑収入として**益金の額に算入**されます。

2. 適切

完全支配関係(100%の資本関係)があるグループ内の子会社から受け取る配当金(完全子法人株式等に係る配当)は、グループ内での二重課税を排除するため、支払利子を控除することなく**全額が益金不算入**となります。

3. 適切

法人が資産の販売や譲渡を行った場合の収益は、原則として、その資産の**引き渡しがあった日の属する事業年度**の益金の額に算入します(引渡基準・実現主義)。

4. 不適切

法人が所有する棚卸資産(在庫など)の評価換えをして帳簿価額を増額(評価益の計上)した場合、その評価益は原則として**益金の額に算入されません(益金不算入)**。法人の都合で自由に利益を増減させることを防ぐため、税法上、資産の評価換えによる利益の計上は原則として認められていません。そのため、「原則として、益金の額に算入する」という部分が不適切です。

したがって正解は、4

問 38

会社と役員間の取引に係る所得税・法人税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 会社が役員に無利息で金銭の貸付を行った場合、原則として、通常収受すべき利息に相当する金額が、その会社の所得金額の計算上、益金の額に算入される。
- 2) 会社が役員からの借入金について債務免除を受けた場合、その債務免除を受けた金額が、その会社の所得金額の計算上、益金の額に算入される。
- 3) 会社が役員から土地を無償で譲渡された場合、その土地の適正な時価の2分の1相当額が、その会社の所得金額の計算上、益金の額に算入される。
- 4) 役員が会社から土地を適正な時価よりも低い価額で譲渡された場合、その適正な時価と譲受価額との差額が、その役員の給与所得の収入金額に算入される。

【答え】

1. 適切

法人税の還付金(以前に払いすぎた法人税が戻ってきたもの)は、もともと損金(費用)にならなかったものの払い戻しであるため、受け取っても**益金不算入**(利益にカウントしない)となります。一方、還付金につく利息のようなものである「還付加算金」は、雑収入として**益金の額に算入**されます。

2. 適切

完全支配関係(100%の資本関係)があるグループ内の子会社から受け取る配当金(完全子法人株式等に係る配当)は、グループ内での二重課税を排除するため、支払利子を控除することなく**全額が益金不算入**となります。

3. 適切

法人が資産の販売や譲渡を行った場合の収益は、原則として、その資産の引き渡しがあった日の属する**事業年度**の**益金の額**に算入します。

4. 不適切

法人が所有する棚卸資産(在庫など)の評価換えをして帳簿価額を増額(評価益の計上)した場合、その評価益は原則として**益金の額に算入されません(益金不算入)**。法人の都合で自由に利益を増減させることを防ぐため、税法上、資産の評価換えによる利益の計上は原則として認められていません。そのため、「原則として、益金の額に算入する」という部分が不適切です。

したがって正解は、4

問 39

消費税の簡易課税制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 簡易課税制度の適用を受けた場合、仕入に係る消費税額は、課税売上高に従業員数に応じて定められたみなし仕入率を乗じて計算する。
- 2) 新たに事業を開始した事業者は、事業を開始した日の属する課税期間内に「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することで、当該課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができる。
- 3) 簡易課税制度を選択した事業者は、事業を廃止した場合等を除き、原則として、簡易課税制度の適用を2年間継続しなければならない。
- 4) 簡易課税制度の選択を取りやめる場合、原則として、その適用を取りやめようとする課税期間の初日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

【答え】

1. 不適切

簡易課税制度において、仕入れに係る消費税額(控除する消費税額)を計算する際に用いる「みなし仕入率」は、従業員数ではなく、行っている事業の業種に応じて定められています。そのため、「従業員数に応じて定められた」という部分が不適切です。

2. 適切

新たに事業を開始した事業者の場合、その事業を開始した日の属する課税期間の末日(期間内)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、その最初の課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

3. 不適切

簡易課税制度を選択した事業者は、事業を廃止した場合などのやむを得ない事情がある場合を除き、原則として2年間は適用を継続しなければならず、途中でやめることはできません(2年縛り)。

4. 不適切

簡易課税制度の選択を取りやめようとする(本則課税に戻す)場合は、原則として、その適用を取りやめようとする課税期間の初日の前日まで(前会期中)に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

したがって正解は、1

問 40

キャッシュ・フロー計算書(間接法)の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純利益の金額に、キャッシュの変動を伴わない減価償却費や売上債権等の運転資金項目等を加算・減算して算出する。
- 2) 財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、借入れや株式・社債の発行による資金調達に関する表示は、原則として、総額による表示とされる。
- 3) 企業が金融機関と締結している当座借越契約に基づく当座借越限度枠を、現金や現金同等物と同様に利用している場合、当座借越は負の現金同等物として扱う。
- 4) 「固定資産の増加」「短期借入金の減少」「配当金の支払」は、いずれも投資活動によるキャッシュ・フローが減少する要因となる。

【答え】

1. 適切

間接法による「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、損益計算書(PL)の**税引前当期純利益**を出発点とし、そこから実際のキャッシュの動きを伴わない費用(減価償却費など)を足し戻したり、売上債権や仕入債務などの運転資金の増減額を加算・減算して算出します。

2. 適切

「財務活動によるキャッシュ・フロー」に限らず、キャッシュ・フロー計算書における資金の調達や返済などの取引は、原則として相殺せずに**総額**(例:「長期借入れによる収入」と「長期借入金の返済による支出」をそれぞれ分けて記載する)で表示することとされています。

3. 適切

企業が資金繰りのために当座借越(口座残高がマイナスになっても一定額まで自動で融資される仕組み)を利用しており、それが現金管理の一部とみなされるような場合には、キャッシュ・フロー計算書上、その当座借越を「負の現金同等物」として扱うことができます。

4. 不適切

各項目のキャッシュ・フロー(CF)における区分は以下の通りです。

固定資産の増加(購入による支出):投資活動によるCFの減少要因

短期借入金の減少(返済による支出):財務活動によるCFの減少要因

配当金の支払(株主への支払い):財務活動によるCFの減少要因(※利息及び配当金の受取・支払の表示方法の第2法による場合は営業活動)

したがって、「短期借入金の減少」や「配当金の支払」は原則として「財務活動によるキャッシュ・フロー」の減少要因となるため、「いずれも投資活動によるキャッシュ・フローが減少する要因となる」という部分が不適切です。

したがって正解は、4

問 41

土地の価格に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 地価公示の公示価格は、毎年1月1日を価格判定の基準日として国土交通省の土地鑑定委員会により公表されるもので、当該価格は更地としての価格である。
- 2) 都道府県地価調査の基準地標準価格は、毎年7月1日を価格判定の基準日として各都道府県により公表されるもので、当該価格は公示価格を補う役割を果たしている。
- 3) 相続税路線価は、各国税局が毎年1月1日を評価時点として決定するもので、当該価格は公示価格等を基にした価格の 80%程度をめどに定められている。
- 4) 固定資産税評価額は、固定資産課税台帳に登録された価格で、5年に一度評価替えが行われ、当該評価額は前年の公示価格等を基にした価格の 70%程度をめどに定められている。

【答え】

1. 適切

地価公示の公示価格は、毎年1月1日を基準日として、国土交通省の土地鑑定委員会が毎年3月に公表するものです。この価格は、建物や借地権などの権利がない「更地(さらち)」として評価されます。

2. 適切

都道府県地価調査の基準地標準価格(基準地価)は、毎年7月1日を基準日として、各都道府県知事が毎年9月に公表します。地価公示(1月1日時点)から半年後の地価動向を反映し、公示価格を補う役割を持っています。

3. 適切

相続税路線価は、国税庁(各国税局)が毎年1月1日を評価時点として公表するもので、主要な道路に面した宅地1平方メートルあたりの評価額です。地価公示価格等の約80%をめどに定められています。

4. 不適切

固定資産税評価額は、原則として3年に一度(5年に一度ではなく)評価替えが行われます。なお、前年の公示価格等の70%程度をめどに定められているという点は適切です。そのため、「5年に一度評価替えが行われ」という部分が不適切です。

したがって正解は、4

問 42

宅地建物取引業法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、一定の期間内に当該契約の目的物である宅地または建物に関する一定の事項を指定流通機構に登録しなければならない。
- 2) 専任媒介契約の有効期間は、3カ月を超えることができず、これより長い期間を定めた場合、当該契約は無効となる。
- 3) 専任媒介契約の有効期間は、依頼者の申出により更新することができるが、当初の契約締結時にあらかじめ自動更新する旨の特約を定めた場合、その特約も有効である。
- 4) 専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、依頼者に対し、当該契約に係る業務の処理状況を、1カ月に1回以上報告しなければならない。

【答え】

1. 適切

専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、契約締結の日から **7 日以内** に物件情報を指定流通機構(レインズ)へ登録しなければなりません。そのため、この記述は適切です。

2. 不適切

専任媒介契約の有効期間は 3 カ月を超えることができませんが、3 カ月を超える期間を定めた場合でも契約全体が無効になるわけではありません。その場合は、有効期間を 3 カ月としたものとして扱われます。そのため、「当該契約は無効となる」の部分が不適切です。

3. 不適切

専任媒介契約は依頼者からの申出によって更新することはできますが、契約締結時にあらかじめ定めた **自動更新特約は無効** です。そのため、「その特約も有効である」の部分が不適切です。

4. 不適切

専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、依頼者に対して **2 週間に 1 回以上** 業務処理状況を報告しなければなりません。そのため、「1 カ月に 1 回以上報告しなければならない」の部分が不適切です。

したがって正解は、1

問 43

借地借家法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本問においては、同法第 22 条の借地権を一般定期借地権といい、第 23 条の借地権を事業用定期借地権等という。

- 1) 一般定期借地権を設定する場合、その存続期間を 30 年とすることができる。
- 2) 事業の用に供する建物の所有を目的として、一般定期借地権を設定することはできない。
- 3) 事業用定期借地権等の設定を目的とする契約は、書面によってなされたものであれば有効であり、公正証書によってする必要はない。
- 4) 第三者が賃借権の目的である土地の上の建物を取得した場合において、借地権設定者が賃借権の譲渡または転貸を承諾しないときは、その第三者は、借地権設定者に対し、当該建物の買取りを請求することができる。

【答え】

1. 不適切

一般定期借地権を設定する場合、その存続期間は **50 年以上**としなければなりません。そのため、「存続期間を 30 年とすることができる」という部分が不適切です(なお、定期ではない通常の普通借地権であれば、当初の存続期間は 30 年となります)。

2. 不適切

一般定期借地権は、建物の利用目的に制限がありません。居住用だけでなく、店舗や工場などの「事業の用に供する建物」の所有を目的として設定することも可能です。そのため、「設定することはできない」という部分が不適切です。

3. 不適切

事業用定期借地権等(契約期間が 10 年以上 50 年未満で、専ら事業の用に供する建物の所有を目的とするもの)を設定する契約は、必ず **公正証書**によって行わなければなりません。そのため、「公正証書によってする必要はない」という部分が不適切です。

4. 適切

借地上の建物を買取った第三者が、土地の所有者(借地権設定者)から賃借権の譲渡や転貸の承諾を得られない場合、その第三者は土地の所有者に対して、その建物を時価で買取るよう請求(建物買取請求)することができます。

したがって正解は、4

問 44

借地借家法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、定期建物賃貸借契約を定期借家契約という。

- 1) 定期借家契約は、賃貸借期間を6カ月未満とすることができる。
- 2) 定期借家契約を締結する場合、賃貸人は、あらかじめ、賃借人に対し、契約の更新がなく、期間の満了により賃貸借が終了する旨を記載した公正証書を交付して説明しなければならない。
- 3) 建物の賃借人は、建物の賃借権の登記がなくても、建物の引渡しを受けていれば、その後その建物の物権を取得した者に対して賃借権を対抗することができる。
- 4) 定期借家契約において期間が1年以上である場合、賃貸人は、原則として、期間満了の1年前から6カ月前までの間に賃借人に対して期間満了により契約が終了する旨の通知をしなければ、その終了を賃借人に対抗することができない。

【答え】

1. 適切

通常の借家契約では、期間を1年未満とした場合は「期間の定めがない契約」とみなされますが、定期借家契約ではこの規定が適用されません。そのため、期間を6カ月未満とすることも可能です。

2. 不適切

定期借家契約を締結する際、賃貸人はあらかじめ賃借人に対し、「契約の更新がなく、期間満了により終了する」旨を記載した**書面を交付して説明**する必要があります。この事前説明のための書面は、必ずしも**公正証書である必要はありません**(通常の手紙等で作成しても有効です。契約書自体を公正証書等で作成する義務とは別物です)。そのため、「公正証書を交付して説明しなければならない」という部分が不適切です。

3. 適切

建物の賃貸借において、建物の登記をしていなくても、建物の引き渡し(鍵の受け取りなど)を受けていれば、その後その建物を買収した新しいオーナーなどの第三者に対して、自身の賃借権を対抗(主張)することができます。

4. 適切

期間が1年以上である定期借家契約の場合、賃貸人は期間満了の1年前から6カ月前までの間(通知期間)に、賃借人に対して「期間満了により契約が終了する」旨の通知をしなければ、その終了を賃借人に対抗できません。

したがって正解は、2

問 45

都市計画法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 市街化区域は、既に市街地を形成している区域およびおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされている。
- 2) 市街化区域内で行う開発行為で、その規模が 1,000 m²未満(三大都市圏の一定の区域内では 500 m²未満)であるものは、原則として、都道府県知事等の開発許可を受ける必要はない。
- 3) 土地の分筆は、その行為が建築物の建築または特定工作物の建設を目的としていなくても、開発行為に該当する。
- 4) 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、開発行為に関する工事完了の公告があるまでの間は、原則として、建築物を建築することができない。

【答え】

1. 適切

市街化区域の定義として、「すでに市街地を形成している区域(既成市街地)」および「おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と定められています。

2. 適切

市街化区域内における開発行為(建築物の建築などのために土地の区画形質を変更すること)は、その規模が 1,000 平方メートル未満(三大都市圏の既成市街地など一定の区域内では 500 平方メートル未満)である場合、原則として開発許可を受ける必要はありません(ミニ開発については許可を不要とする特例です)。

3. 不適切

都市計画法における「開発行為」とは、**建築物の建築または特定工作物の建設**を目的とした「土地の区画形質の変更(宅地造成など)」のことをいいます。単に土地を切り分けるだけの「土地の分筆」は、それ自体が建築等の目的を伴わないのであれば開発行為には該当しません。そのため、「建築物の建築または特定工作物の建設を目的としていなくても、開発行為に該当する」という部分が不適切です。

4. 適切

開発許可を受けた区域内では、工事中の安全確保や計画通りの施工を担保するため、原則として開発工事完了の公告があるまでの間は、建築物を建築することができません(ただし、知事が支障がないと認めたときや、工事用の仮設建築物などは例外的に認められます)。

したがって正解は、3

問 46

建築基準法における容積率に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 敷地の前面道路の幅員が 15m未満である建築物の容積率は、都市計画で定められた数値および当該前面道路の幅員に 10 分の4または 10 分の6を乗じた数値以下でなければならない。
- 2) 共同住宅の共用の廊下および階段の用に供する部分の床面積は、当該共同住宅の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を限度として、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入されない。
- 3) 専ら自動車または自転車の停留または駐車のための施設の用途に供する部分(自動車車庫等部分)の床面積は、その敷地内の建築物の各階の床面積の合計の3分の1を限度として、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入されない。
- 4) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積は、原則として、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を限度として、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入されない。

【答え】

1. 不適切

敷地の前面道路の幅員による制限(前面道路幅員制限)を受けるのは、前面道路の幅員が **12メートル未満**(15メートル未満ではなく)の場合です。前面道路の幅員が12メートル未満のときは、「都市計画で定められた容積率」と「前面道路の幅員に法定の係数(住居系は10分の4、その他の商業系・工業系などは10分の6)を乗じた数値」のいずれか**小さい方**がその敷地の容積率の限度となります。

2. 不適切

共同住宅(マンションやアパート)の共用の廊下や階段、エレベーターホールの用に供する部分の床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積に**全額算入されません**(1分の3を限度とするなどの面積制限はありません)。

3. 不適切

自動車車庫や自転車置場などの用に供する部分(自動車車庫等部分)の床面積は、その敷地内の建築物の各階の床面積の合計の **5分の1**(3分の1ではなく)を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入されません。

4. 適切

建築物の地階(地下室)で、その天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積は、原則として、その建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の **3分の1**を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入されません(地下室の容積率緩和の特例)。

したがって正解は、4

問 47

建物の区分所有等に関する法律に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 管理者は、少なくとも毎年1回、集会を招集しなければならない。
- 2) 集会の招集の通知は、原則として、開催日の少なくとも1カ月前までに、会議の目的たる事項を示して、各区分所有者に発しなければならない。
- 3) 区分所有者は、敷地利用権が数人で有する所有権である場合、規約に別段の定めがない限り、敷地利用権を専有部分と分離して処分することができる。
- 4) 集会の決議は、当該決議後に区分所有権を譲り受けた者に対し、その効力を有しない。

【答え】

1. 適切

管理者は、少なくとも毎年1回、集会（いわゆる総会）を招集しなければならないと定められています。

2. 不適切

集会の招集通知は、原則として、開催日の少なくとも**1週間前**（1カ月前ではなく）までに、会議の目的である事項（議題）を示して、各区分所有者に発しなければなりません。なお、この期間は規約で伸縮することができます。

3. 不適切

区分所有者は、規約に別段の定めがある場合を除き、敷地利用権を**専有部分と分離して処分することはできません**。マンションの部屋と土地の権利がバラバラに売買されてしまうのを防ぐため、原則として一体化して処分すること（分離処分の禁止）が義務付けられています。

4. 不適切

集会の決議は、その決議があった後にマンションの部屋（区分所有権）を購入したり譲り受けたりした人（特定承継人）に対しても、**その効力を生じます**。そのため、「その効力を有しない」という部分が不適切です。

したがって正解は、1

問 48

登録免許税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 相続により建物を取得し、所有権移転登記を行う場合、登録免許税は課されない。
- 2) 個人が所有する土地の上に新築した家屋について、所在、家屋番号、構造、床面積などが記録される表題登記を行う場合、登録免許税は課されない。
- 3) 不動産に抵当権設定登記を行う際の登録免許税の課税標準は、当該不動産の固定資産税評価額である。
- 4) 贈与により取得した土地の所有権移転登記を行う際の登録免許税の課税標準は、当該土地の相続税評価額である。

【答え】

1. 不適切

相続によって土地や建物を取得し、所有権移転登記(名義変更)を行う場合にも登録免許税は課されます。ただし、税率は通常の売買(2.0%)に比べて低く、**0.4%**(不動産の固定資産税評価額に対して)となっています。そのため、「登録免許税は課されない」という部分が不適切です。

2. 適切

建物を新築した際などに行う「表題登記(表示に関する登記)」は、不動産の物理的な状況(所在や面積など)を記録するものであり、権利を証明するものではありません。そのため、表題登記を行う際には登録免許税は課されません。

3. 不適切

抵当権設定登記(住宅ローン借りる際などに銀行が設定する担保の登記)を行う際の課税標準は、固定資産税評価額ではなく債権金額(借入額)となります。そのため、「課税標準は、当該不動産の固定資産税評価額である」という部分が不適切です。

4. 不適切

贈与により取得した土地の所有権移転登記を行う際の課税標準は、相続税評価額ではなく**固定資産税評価額**となります(税率は2.0%)。そのため、「課税標準は、当該土地の相続税評価額である」という部分が不適切です。

したがって正解は、2

問 49

「居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円の特別控除」（以下、「3,000 万円特別控除」という）および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」（以下、「軽減税率の特例」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、各選択肢において、ほかに必要な要件等はすべて満たしているものとする。

- 1) 3,000 万円特別控除は、譲渡した居住用財産の所有期間の長短にかかわらず、適用を受けることができる。
- 2) 3,000 万円特別控除は、居住用財産で居住の用に供さなくなったものを譲渡する場合、居住の用に供さなくなった日の属する年の翌年の 12 月 31 日までに譲渡しなければ、適用を受けることができない。
- 3) 軽減税率の特例は、譲渡した居住用財産の所有期間が、譲渡した日の属する年の 1 月 1 日において 5 年を超えていれば、適用を受けることができる。
- 4) 3,000 万円特別控除と軽減税率の特例は、重複して適用を受けることができない。

【答え】

1. 適切

3,000 万円特別控除には、譲渡したマイホーム(居住用財産)の**所有期間**に制限がありません。短期譲渡所得・長期譲渡所得のどちらであっても適用を受けることができます。

2. 不適切

住まなくなったマイホームを売却する場合、住まなくなった日から**3 年目の年の 12 月 31 日までに譲渡(売却)**しなければ、この特例の適用を受けることができません。そのため、「翌年の 12 月 31 日まで」という部分が不適切です。

3. 不適切

軽減税率の特例の適用を受けるためには、売却した年の 1 月 1 日時点において、所有期間が**10 年を超えて**(5 年を超えてではなく)いなければなりません。そのため、「5年を超えていれば」という部分が不適切です。

4. 不適切

3,000 万円特別控除と軽減税率の特例は、要件をどちらも満たしていれば**重複して(セットで)適用を受けることができます**。そのため、「重複して適用を受けることができない」という部分が不適切です。

したがって正解は、1

問 50

不動産の投資判断の手法等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) DCF法は、連続する複数の期間に発生する総収入および復帰価格を、その発生時期に応じて現在価値に割り引き、それぞれを合計して対象不動産の収益価格を求める手法である。
- 2) NPV法(正味現在価値法)による投資判断においては、対象不動産から得られる収益の現在価値の合計額が投資額の現在価値の合計額を上回っている場合、その投資は投資適格であると判定することができる。
- 3) 借入金併用型投資では、対象不動産の収益率が借入金の金利を下回っている場合、レバレッジ効果により、投下した自己資金に対する収益率の向上を期待することができる。
- 4) NOI利回り(純利回り)は、対象不動産から得られる年間の総収入を総投資額で除して算出される利回りであり、不動産の収益性を測る指標である。

【答え】

1. 不適切

DCF 法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)は、連続する複数の期間に発生する「純収益(総収入から経費を差し引いたもの)」と将来の売却予想価格である「復帰価格」を、それぞれの発生時期に応じて現在価値に割り引き、それらを合計して対象不動産の収益価格を求める手法です。「総収入」ではなく、経費を引いた**純収益**をベースに計算する点が不適切です。

2. 適切

NPV 法(正味現在価値法)では、不動産から得られる収益の現在価値の合計額から、投資額の現在価値の合計額を差し引いた値(npv)がプラス(0を上回る)になれば、投資適格(投資価値がある)と判断します。つまり、収益の現在価値が投資額の現在価値を上回っていれば適切です。

3. 不適切

借入金(ローン)を併用した投資において、不動産の収益率が借入金の金利を上回っている場合に、自己資金に対する収益率が跳ね上がるプラスのレバレッジ効果(てこの原理)が期待できます。収益率が金利を下回っている場合は、逆に自己資金に対する収益率が低下する「逆レバレッジ(マイナスのレバレッジ)」となってしまうため、不適切です。

4. 不適切

NOI 利回り(純利回り)は、対象不動産から得られる年間の**純収益**(総収入から運営経費を差し引いたもの)を投資額で除して算出します。「総収入」をそのまま使って算出するのは「表面利回り(グロス利回り)」と呼ばれるため、不適切です。

したがって正解は、

問 51

贈与税の課税財産に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 死因贈与により取得した財産は、贈与税の課税対象とならない。
- 2) 離婚による財産分与により取得した財産は、その価額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額等の事情を考慮して、社会通念上相当な範囲内である場合、原則として、贈与税の課税対象とならない。
- 3) 個人が法人からの贈与により取得した財産は、業務に関して受けるものや継続的に受けるものを除き、贈与税の課税対象となる。
- 4) 子が母から著しく低い価額の対価で土地を譲り受けた場合、原則として、当該土地の通常取引価額に相当する金額と支払った対価の額との差額に相当する金額が、子が母から贈与により取得したものとみなされ、贈与税の課税対象となる。

【答え】

1. 適切

死因贈与(「私が死んだらこの財産をあげる」という契約)によって取得した財産は、贈与税ではなく**相続税**の課税対象となります。

2. 適切

離婚による財産分与は、夫婦が婚姻中に協力して築き上げた財産の清算であるため、原則として贈与税はかかりません。ただし、その金額が社会通念上あまりにも多すぎる場合や、贈与税・相続税を免れるために行われたと認められる場合は、その超過部分などに贈与税が課されることがあります。

3. 不適切

個人が**法人**から贈与(プレゼントや財産の譲渡など)を受けた場合、それは贈与税ではなく所得税(一時所得または給与所得)の課税対象となります。贈与税は、原則として「個人から個人」へ財産が移転したときに課される税金です。そのため、「贈与税の課税対象となる」という部分が不適切です。

4. 適切

親族間で時価よりも「著しく低い価額」で財産の売買(低額譲渡)が行われた場合、実質的にその差額分の利益をプレゼントされたものとみなされ、差額に対して贈与税が課されます(みなし贈与)。

したがって正解は、3

問 52

贈与税の配偶者控除(以下、「本控除」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 本控除の適用を受けるためには、贈与を受けた時点で、贈与者である配偶者との婚姻期間が 20 年以上でなければならない。
- 2) 本控除の適用を受けるにあたって、配偶者から贈与を受ける財産の種類や金額に制限はない。
- 3) 過去に本控除の適用を受けたことがある場合、その後、同一の配偶者から贈与を受けても、再び本控除の適用を受けることはできない。
- 4) 本控除の適用を受ける場合、贈与税額の計算上、贈与税の課税価格から、基礎控除額と合わせて最高で 2,110 万円を控除することができる。

贈与税の配偶者控除(おしどり贈与)の適用を受けるためには、婚姻期間が **20 年以上**である配偶者からの贈与である必要があります。

【答え】

1. 適切

贈与税の配偶者控除(おしどり贈与)の適用を受けるためには、婚姻期間が20年以上である配偶者からの贈与である必要があります。

2. 不適切

本控除の対象となる財産の種類には制限があり、**自分が住むための国内の不動産(居住用不動産)**、または居住用不動産を取得するための資金(金銭)に限られます。そのため、「財産の種類に制限はない」という部分が不適切です。

3. 適切

贈与税の配偶者控除は、**同じ配偶者からの贈与**については一生に一度しか適用を受けることができません。

4. 適切

本控除の控除限度額は**最高 2,000 万円**です。これに通常の基本控除額 110 万円を合わせることで、最高 2,110 万円(2,000 万円 + 110 万円)を課税価格から控除することができます。

したがって正解は、2

問 53

法定後見制度に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組合せとして、最も適切なものはどれか。

法定後見制度は、本人の判断能力が(ア)に、(イ)が選任した成年後見人等が本人を法律的に支援する制度である。法定後見制度には、精神上の障害による本人の判断能力の程度によって、(ウ)の3つの類型がある。

- 1) (ア)不十分になる前 (イ)本人 (ウ)後見・保佐・補助
- 2) (ア)不十分になった後 (イ)家庭裁判所 (ウ)後見・保佐・補助
- 3) (ア)不十分になった後 (イ)本人 (ウ)後見・介護・支援
- 4) (ア)不十分になる前 (イ)家庭裁判所 (ウ)後見・介護・支援

【答え】

正解は 2)

(ア) 不十分になった後

(イ) 家庭裁判所

(ウ) 後見・保佐・補助 です。

それぞれの空欄の解説は以下の通りです。

(ア)

法定後見制度は、すでに本人の判断能力が**不十分になった後**に利用する制度です。(※なお、不十分になる前にあらかじめ将来に備えて契約しておく制度は「任意後見制度」と呼ばれます。)

(イ)

法定後見制度において、成年後見人等は本人の申立てなどに基づき、**家庭裁判所**によって選任されます。

(ウ)

法定後見制度は、本人の判断能力の程度(重さ)に応じて、重い順に**後見(こうけん)・保佐(ほさ)・補助(ほじょ)**の3つの類型に分かれています。

したがって正解は、2

問 54

民法上の遺言に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 遺言者の相続人が、自宅で発見した自筆証書遺言を家庭裁判所の検認を受けずに開封した場合、その遺言は無効となる。
- 2) 遺言者が自筆証書遺言に添付する財産目録をパソコンで作成する場合、当該目録への署名・押印は不要である。
- 3) 公正証書遺言を作成する際には、証人3人以上の立会いが必要である。
- 4) 公正証書遺言を作成した遺言者は、その遺言を自筆証書遺言によって撤回することができる。

【答え】

1. 不適切

家庭裁判所の検認を受けずに自筆証書遺言を開封してしまった場合、5万円以下の過料(ペナルティ)に処されることがありますが、遺言書そのものの効力が無効になるわけではありません。

2. 不適切

自筆証書遺言に添付する財産目録をパソコンで作成(または通帳のコピーなどを添付)する場合、その目録のすべてのページに署名・押印をしなければなりません。そのため、「署名・押印は不要である」という部分が不適切です。

3. 不適切

公正証書遺言を作成する際に立ち会う必要がある証人は、2人以上です。そのため、「証人3人以上」という部分が不適切です。

4. 適切

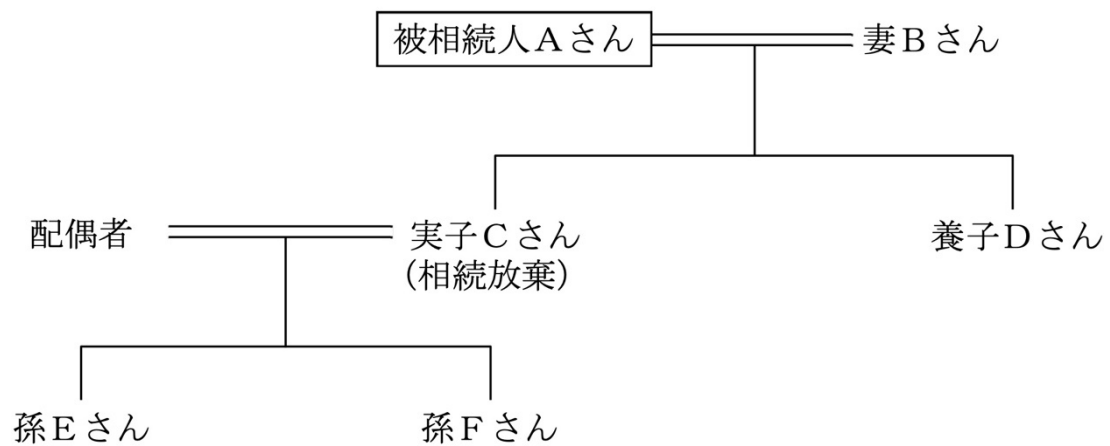
遺言者は、いつでも前の遺言を撤回することができます。また、撤回は遺言の「方式」に関係なく行えるため、過去に作成した公正証書遺言の内容を、新しく作成した自筆証書遺言によって撤回(変更)することも可能です(新しい日付の遺言が優先されます)。

したがって正解は、4

問 55

下記の〈親族関係図〉において、Aさんの相続が開始した場合の相続税における遺産に係る基礎控除額として、最も適切なものはどれか。なお、Cさんは相続の放棄をしている。また、Dさんは、Aさん夫婦の普通養子（特別養子縁組以外の縁組による養子）である。

〈親族関係図〉



- 1) 4,200 万円
- 2) 4,800 万円
- 3) 5,400 万円
- 4) 6,000 万円

【答え】

●相続税の基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数

・相続の放棄があったとしても、なかったものとして数に含めます。

・法定相続人に加えられる養子の数は、被相続人に実子がいる場合は1名まで、実子がいらない場合は2名までが制限されます。

●法定相続人

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

法定相続人：妻 B さん・実子 C さん・養子 D さん

相続税の基礎控除額＝3,000 万円＋600 万円×3 人＝4,800 万円

したがって正解は、2

問 56

相続税の計算に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 被相続人の子が相続開始前に死亡しているため、その死亡した子を代襲して相続人となった被相続人の孫は、相続税額の2割加算の対象となる。
- 2) 相続人が被相続人の配偶者のみで、相続の放棄をした者はおらず、その配偶者がすべての遺産を相続により取得した場合、「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受けることにより納付すべき相続税額は生じない。
- 3) 被相続人との婚姻の届出を提出していない者であっても、事実上婚姻関係と同様の事情にあり、いわゆる内縁関係にあると認められる者は、「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受けることができる。
- 4) 相続人が未成年者である場合、その者の相続税額から控除する未成年者控除額は、原則として、その者が18歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額である。

【答え】

1. 不適切

被相続人の一親等の血族(子や親)および配偶者以外の人が財産を取得した場合、相続税額が2割加算されます。ただし、子が先に死亡しているため代わりに相続人となった孫(代襲相続人)は、子と同じ扱い(一親等の血族の代わり)となるため、**2割加算**の対象にはなりません。

2. 適切

「配偶者に対する相続税額の軽減(配偶者の税額軽減)」の特例により、配偶者が取得した正味の遺産額が「1億6,000万円」または「配偶者の法定相続分(本問のように配偶者のみが相続人の場合は100%)」のいずれか多い金額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。本問では配偶者のみが全遺産を取得しているため、法定相続分の範囲内となり、納付すべき相続税額は生じません。

3. 不適切

「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用対象となる配偶者は、**民法上の婚姻関係にある(戸籍上の)配偶者**に限られます。そのため、事実婚や内縁関係にある者はこの特例の適用を受けることができません。

4. 不適切

未成年者控除の額は、その未成年者が満18歳に達するまでの年数(1年未満の端数は切り上げ)に、**10万円**を乗じた金額となります。そのため、「20万円を乗じた金額」という部分が不適切です。

したがって正解は、2

問 57

X年4月7日(月)に死亡した被相続人が所有していた上場株式Yを相続により取得した場合、下記の〈資料〉に基づき、上場株式Yの1株当たりの相続税評価額として、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

〈資料〉上場株式Yの価格

- ・X年1月の毎日の最終価格の月平均額:1,140 円
- ・X年2月の毎日の最終価格の月平均額:1,150 円
- ・X年3月の毎日の最終価格の月平均額:1,180 円
- ・X年4月の毎日の最終価格の月平均額:1,240 円
- ・X年4月4日(金)の最終価格 :1,230 円
- ・X年4月7日(月)の最終価格 :1,210 円

- 1) 1,140 円
- 2) 1,150 円
- 3) 1,210 円
- 4) 1,240 円

【答え】

上場株式の相続税評価額は、次の4つのうち最も低い価格を採用する。

- ・死亡日の最終価格:1,210円
- ・死亡月の月平均:1,240円
- ・前月(3月)の月平均:1,180円
- ・前々月(2月)の月平均:1,150円

※なお、4月4日の価格は「死亡日前日等の参考」にはなるが、この4つの比較対象には含めない。

最も低いのは、1,150円(2月の月平均)です。

したがって正解は、2

問 58

相続により取得した宅地の相続税評価に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 貸家建付地の価額は、「自用地価額×(1－借地権割合×借家権割合×賃貸割合)」の算式により計算した金額によって評価する。
- 2) 被相続人が、所有する宅地の上に店舗用建物を建築し、当該建物を賃貸借契約により第三者に賃貸していた場合、その宅地は貸家建付地として評価する。
- 3) 被相続人が、所有する宅地に建物の所有を目的とする賃借権を設定し、借地人がその宅地の上に自宅を建築して居住していた場合、その宅地は貸宅地として評価する。
- 4) 被相続人が、所有する宅地を使用貸借により子に貸し付け、その子がその宅地の上に自宅を建築して居住していた場合、その宅地は貸宅地として評価する。

【答え】

1. 適切

貸家建付地(自分の土地に自分でアパートなどを建てて他人に貸している場合の土地)の評価額は、提示された算式「自用地価額 $\times$ (1 - 借地権割合 $\times$ 借家権割合 $\times$ 賃貸割合)」の通りに計算します。

2. 適切

自分が所有する土地の上に店舗やアパートなどの建物を建てて他人に賃貸している場合、その土地の評価上の区分は「貸家建付地」となります。

3. 適切

地代をもらう賃借権(借地権)を設定して他人に土地を貸し、借地人がその土地の上に建物を建てている場合、その土地の評価上の区分は「貸宅地」となります。

4. 不適切

親子間で無償(または固定資産税程度の極めて低額)で土地の貸し借りを行う「使用貸借」の場合、民法上の強い権利である借地権は発生しないものとして扱われます。そのため、子がその土地の上に自宅を建てて住んでいたとしても、相続税評価においては他人に貸している「貸宅地」ではなく、「自用地(自分が自由に使える土地)」として(他人に貸していないものとして)評価されます。したがって、「貸宅地として評価する」という部分が不適切です。

したがって正解は、4

問 59

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」(以下、「本特例」という)に関する下記の表の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組合せとして、最も適切なものはどれか。なお、宅地等の適用面積の調整は考慮しないものとする。

宅地等の区分	本特例の対象となる限度面積	減額割合
特定事業用宅地等	(ア)	80%
特定居住用宅地等	330m ²	(イ)
特定同族会社事業用宅地等	(ウ)	80%

- 1) (ア)400 m² (イ)80% (ウ)400 m²
- 2) (ア)330 m² (イ)80% (ウ)200 m²
- 3) (ア)400 m² (イ)50% (ウ)200 m²
- 4) (ア)330 m² (イ)50% (ウ)400 m²

【答え】

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	
	特定同族会社事業用宅地		
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

(ア)

特定事業用宅地は、400 ㎡を限度として 80%が減額できます。

(イ)

特定居住用宅地は、330 ㎡を限度として 80%が減額できます。

(ウ)

特定同族会社事業用宅地は、400 ㎡を限度として 80%が減額できます。

したがって正解は、1

問 60

会社法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 株式会社を設立するためには、最低資本金額として 1,000 万円が必要である。
- 2) 株式会社が特定の株主から自己株式を有償で取得する場合、原則として、株主総会の特別決議が必要となる。
- 3) 定時株主総会は、毎事業年度終了後一定の時期に招集しなければならないが、臨時株主総会は、必要がある場合にいつでも招集することができる。
- 4) 取締役は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

【答え】

1. 不適切

2006 年に施行された会社法により、従来の最低資本金制度(株式会社は 1,000 万円以上)は撤廃されました。

株式会社は**資本金 1 円**から設立することができます。

そのため、「最低資本金額として 1,000 万円が必要である」という部分が不適切です。

2. 適切

株式会社が「特定の株主」から会社自身の株を有償で買い取る(自己株式の取得)場合、他の株主との公平性を保つため、原則として**株主総会の特別決議**が必要となります。

3. 適切

定時株主総会は、毎事業年度の終了後、一定の時期(一般的には 3 カ月以内)に必ず招集しなければなりません。一方、臨時株主総会は、何か重要な決定が必要になった際など、必要がある場合にいつでも招集することができます。

4. 適切

取締役は、株主から会社の経営を任されている(委任関係にある)立場であるため、いつでも株主総会の決議(原則として普通決議)によって解任することができます。

したがって正解は、1